

# 第四次宮崎市地域福祉計画

## 第六次宮崎市地域福祉活動計画

ともに支え合い、安心して暮らせる福祉のまちづくり

概要版

宮 崎 市

宮崎市社会福祉協議会

2019年3月

## 序 章 計画の策定にあたって

### 計画策定の目的

団塊世代が75歳以上となる2025年に向けて、2017年4月に改正社会福祉法が施行されました。改正の内容は、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現を目指して、市が策定する地域福祉計画を福祉分野の最上位計画とすることや、住民が抱える地域生活課題を解決するために包括的な支援体制を整備することが努力義務とされ、地域福祉の更なる推進を目的としています。

「我が事・丸ごと」の地域共生社会とは、これまで分野ごとに整備されてきた「縦割り」の仕組みを見直すとともに、地域における全ての関係者が「他人事」ではなく「我が事」として地域の生活課題を受け止め、「暮らし」と「しごと」の全般まで含めて「丸ごと」対応していく社会です。

今回の法改正の趣旨を踏まえ、宮崎市と宮崎市社会福祉協議会の連携をより一層強化し、本市における地域福祉の更なる推進を実現するため、これまで連携・補完関係にあった宮崎市の地域福祉計画と宮崎市社会福祉協議会の地域福祉活動計画の両計画を一体的に策定し、1つの計画としています。

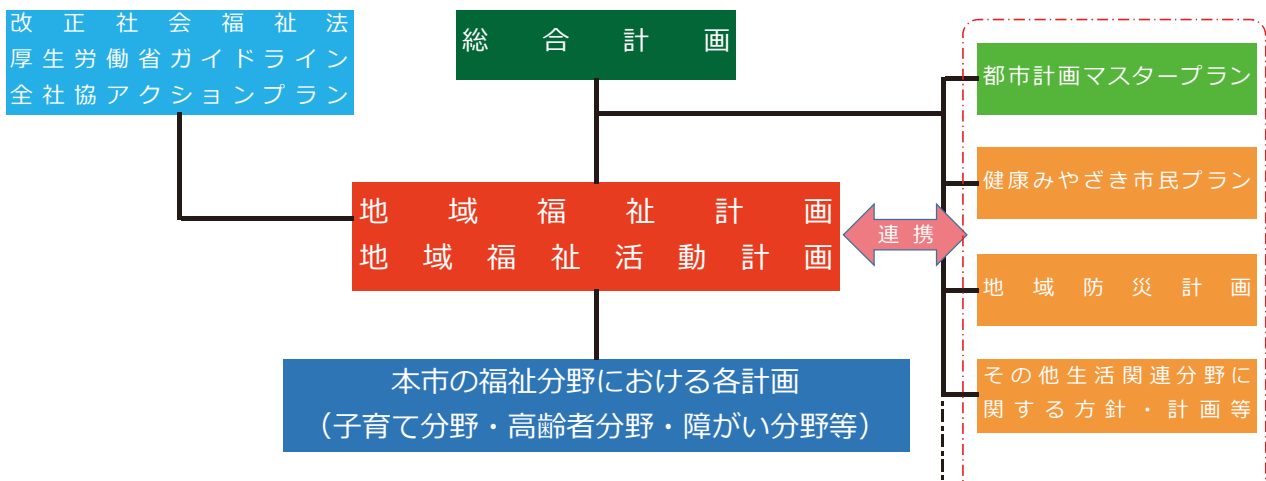
### 地域福祉とは

全ての市民が住み慣れた地域で幸せに暮らし続けるために、地域の方たちと地域の組織・団体、市民活動団体、事業者、行政などの多様な主体が協働により、お互いを支え合い・助け合いながら福祉課題の解決に取り組む考え方式です。

### 計画の位置づけ

この計画は、宮崎市福祉のまちづくり条例の第6条に基づき、社会福祉法第107条に定められた市町村の地域福祉計画として策定しています。

この計画は、宮崎市総合計画を最上位計画として、本市の福祉分野の「子ども・子育て支援プラン」「障がい者計画」「市民長寿支援プラン」等の各計画の上位計画として位置づけられるほか、「健康みやざき市民プラン」「地域防災計画」などの関連計画とも連携を図りながら、本市の地域福祉を推進することで、全ての市民が幸せを実感できる地域共生社会の実現を目指すものです。



## 計画の期間

この計画の期間は、2019年4月から2024年3月までの5年間としています。

社会情勢の変化や上位計画である総合計画、その他の関連計画との整合性と連携を図るために、内容については必要に応じて見直すこととしています。

この計画の期間は2024年3月までとなっていますが、団塊世代が75歳以上となる2025年に向けて、地域共生社会の実現を目指した切れ目ない施策を実施します。

この計画の成果指標については、各施策による成果の結果を2023年度に策定する次期計画に反映するため、計画期間の最終年度である2023年度ではなく、2022年度に設定しています。

## 計画の概要

### ○基本理念

今回の社会福祉法改正の目的である「我が事・丸ごとの地域共生社会の実現」とは、誰もが役割を持ち、支え合いながら安心して暮らし続けることができる社会の実現であり、これまでの地域福祉の目指す方向性を継続し、更なる推進を目指していくことから、現計画の基本理念を継承し、『**ともに支え合い、安心して暮らせる福祉のまちづくり**』としました。

### ○基本目標及び施策の展開

#### 基本目標1：ともに支え合う人・地域づくり

地域の方たちや地域の団体が、ともに支え合うために行う活動と、その活動に対する支援など地域が主役となるまちづくりの目標です。

地域福祉の担い手となる個人や団体に対する支援、居場所づくりなどの施策を展開します。

#### 基本目標2：安心して暮らせるまちづくり

宮崎市と宮崎市社会福祉協議会が担うべき部分の個別計画や施策に基づく事業・活動により全市的に取り組む目標です。

「子ども・子育て支援プラン」「障がい者計画」「市民長寿支援プラン」などの福祉分野の個別計画や「地域防災計画」といった関連する計画に基づく施策を展開します。

#### 基本目標3：福祉の困り事を解決するしくみづくり

社会福祉法改正の目的である「我が事・丸ごとの地域共生社会」の実現に向け、新たに取り組むべき目標です。

包括的な支援体制の構築や、生活支援の体制づくり、地域のまちづくり活動を推進するための財源確保の支援といった施策を展開します。

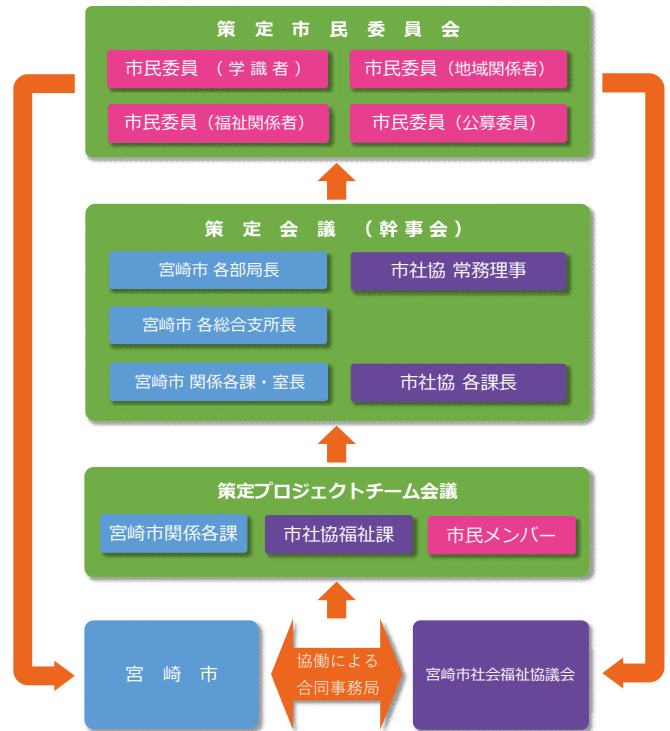
#### その他の記載事項

今回の計画については、地域のまちづくりと密接に関係することから、宮崎市地方創生総合戦略の取組の中で整理された、宮崎市における地域のまちづくりの基本的な考え方などについても記載しています。

## 計画の策定体制

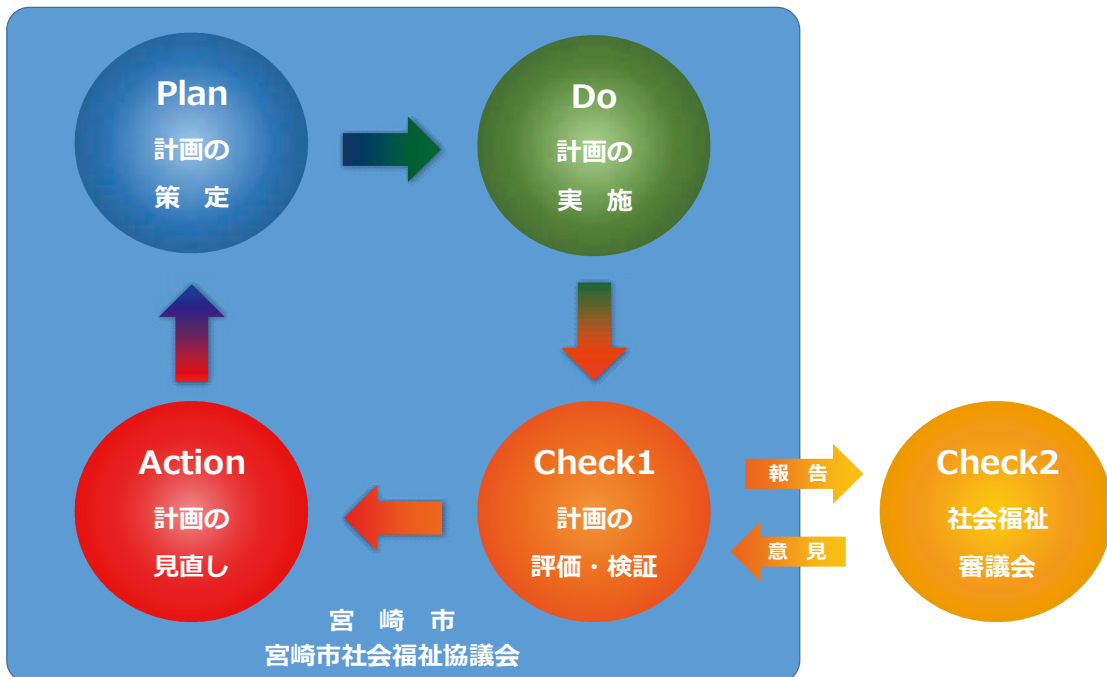
今回の計画の策定にあたっては、宮崎市社会福祉協議会との協働により、民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定する、地域福祉の推進を目的とした実践的な活動・行動計画である「地域福祉活動計画」と一体的な計画として策定しています。

また、策定の過程においては、自治会や民生委員・児童委員、福祉協力員を始めとする多くの地域福祉に関係する方たちにも参加していただき、活発なご議論と貴重なご意見をいただくことで、この計画が実効性のあるものとなるように進めてきました。



## 計画の進行管理

地域福祉計画と地域福祉活動計画の実効性を高めるために、それぞれの取組の方針に成果指標を設定するとともに、その成果指標に関する事業の評価と、成果指標の結果について分析を行うほか、宮崎市社会福祉審議会(※)に対して、分析結果の報告を行うとともに、意見を求めることで、事業の見直しと必要に応じた計画の見直しに活用します。



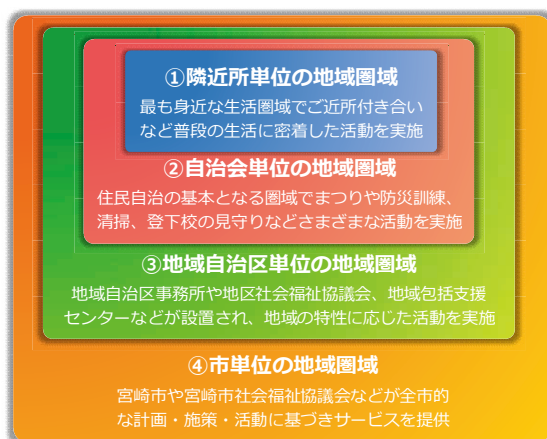
※社会福祉審議会とは、社会福祉法の定めにより都道府県・指定都市・中核市に設置される、社会福祉に関する事項と児童福祉に関する事項を調査・審議するための附属機関です。福祉・医療から地域、教育に至るまで、様々な分野の関係者で構成されています。



## 第1章 地域のまちづくりについて

### 地域福祉計画における各圏域

この計画における「地域」とは、4つの層の圏域から構成されています。最も身近な生活単位として①隣近所単位の地域圏域、住民自治の基本単位として②自治会単位の地域圏域、地域の特性に応じた活動が実施される③地域自治区単位の地域圏域、宮崎市や宮崎市社会福祉協議会などが市民にサービスを提供する④市単位の地域圏域です。



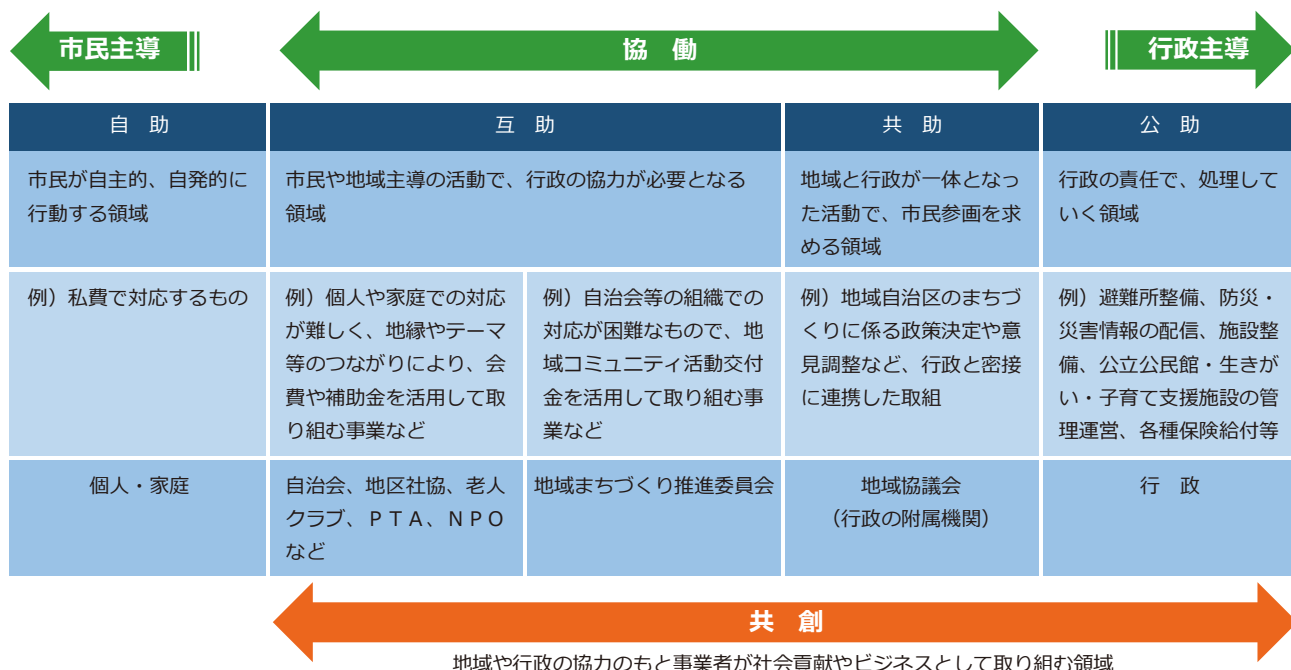
### 宮崎市における地域のまちづくり

宮崎市においては、市域の均衡ある発展を図るとともに、地域の多様な主体が公共の担い手となり、地域の特性をいかして、地域の課題を地域で解決していけるように、地域におけるまちづくりの基本的な考え方を整理しました。

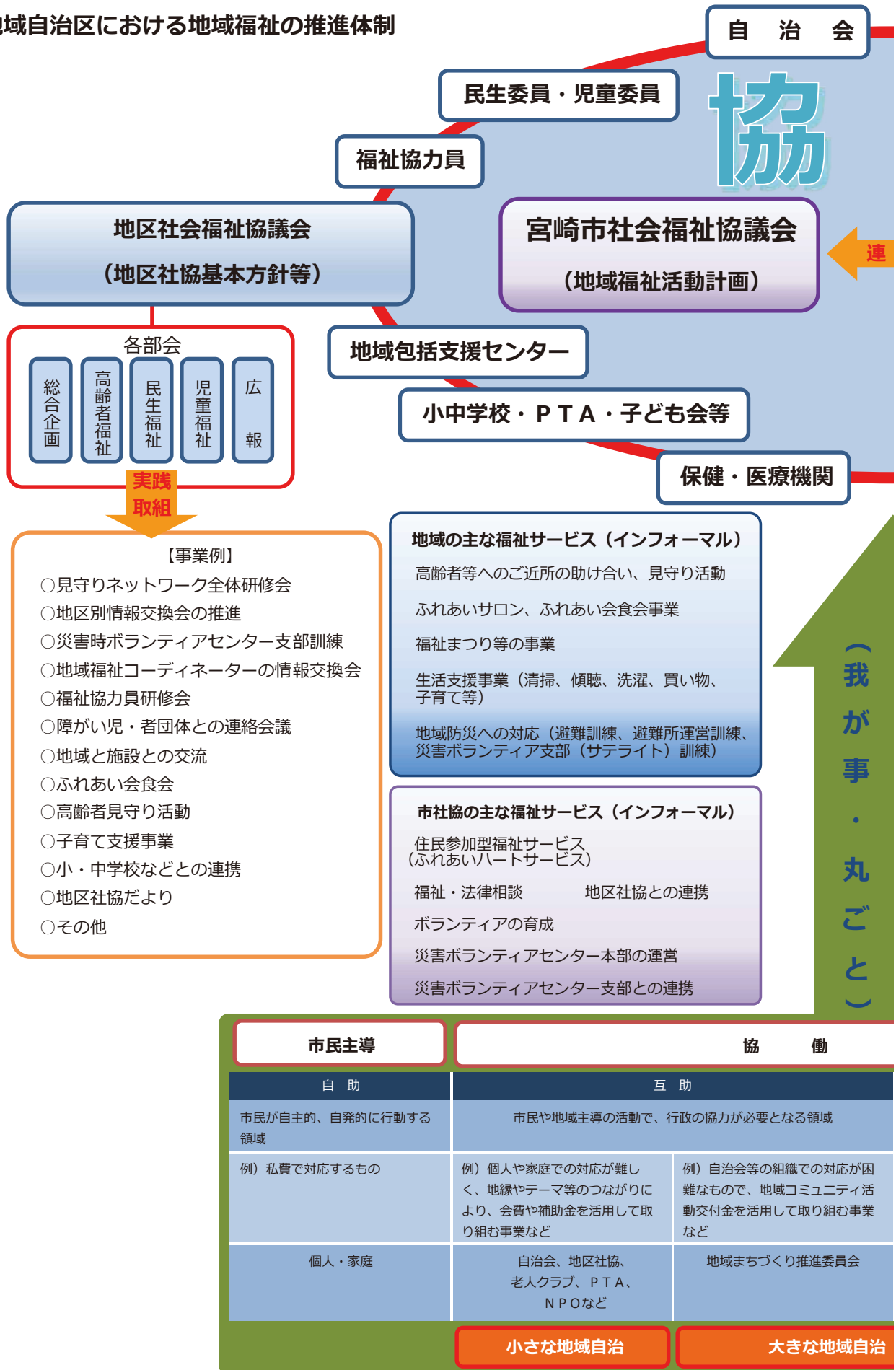
特に地域におけるそれぞれの主体の役割分担のあり方については、宮崎市における「自助」「互助」「共助」「公助」の範囲とそれぞれの役割を以下のように整理しています。

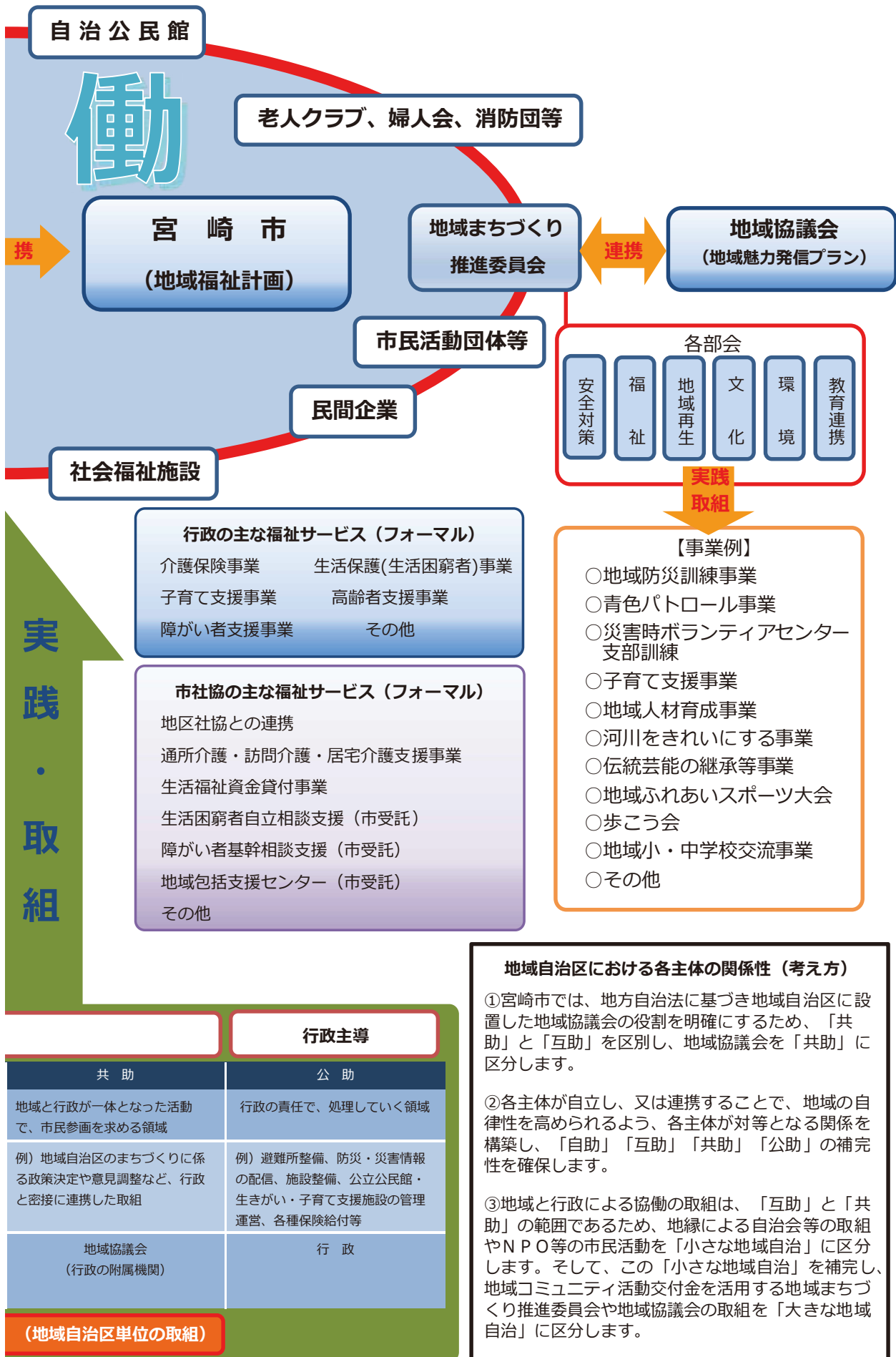
今後の地域のまちづくりにおいては、それぞれが持つ「人」「モノ」「お金」「思い」といった資源を有効に活用するとともに、専門的なスキルやノウハウを持つ事業者との「共創」による取組を推進し、市民、地域、事業者、行政の協働による取組との連携を図る必要があります。

#### 地域における多様な主体の役割分担のあり方



各地域自治区における地域福祉の推進体制





自治公民館

働

老人クラブ、婦人会、消防団等

宮崎市  
(地域福祉計画)

地域まちづくり  
推進委員会

地域協議会  
(地域魅力発信プラン)

市民活動団体等

民間企業

社会福祉施設

各部会

安全対策

福祉

地域再生

文化

環境

教育連携

実践  
取組

【事業例】

- 地域防災訓練事業
- 青色パトロール事業
- 災害時ボランティアセンター支部訓練
- 子育て支援事業
- 地域人材育成事業
- 河川をきれいにする事業
- 伝統芸能の継承等事業
- 地域ふれあいスポーツ大会
- 歩こう会
- 地域小・中学校交流事業
- その他

行政の主な福祉サービス (フォーマル)

- 介護保険事業
- 生活保護(生活困窮者)事業
- 子育て支援事業
- 高齢者支援事業
- 障がい者支援事業
- その他

市社協の主な福祉サービス (フォーマル)

- 地区社協との連携
- 通所介護・訪問介護・居宅介護支援事業
- 生活福祉資金貸付事業
- 生活困窮者自立相談支援 (市受託)
- 障がい者基幹相談支援 (市受託)
- 地域包括支援センター (市受託)
- その他

実践  
・  
取組

行政主導

共助	公助
地域と行政が一体となった活動で、市民参画を求める領域	行政の責任で、処理していく領域
例) 地域自治体のまちづくりに係る政策決定や意見調整など、行政と密接に連携した取組	例) 避難所整備、防災・災害情報の配信、施設整備、公立公民館・生きがい・子育て支援施設の管理運営、各種保険給付等
地域協議会 (行政の附属機関)	行政

(地域自治体単位の取組)

地域自治体における各主体の関係性 (考え方)

- ①宮崎市では、地方自治法に基づき地域自治体に設置した地域協議会の役割を明確にするため、「共助」と「互助」を区別し、地域協議会を「共助」に区分します。
- ②各主体が自立し、又は連携することで、地域の自律性を高められるよう、各主体が対等となる関係を構築し、「自助」「互助」「共助」「公助」の補完性を確保します。
- ③地域と行政による協働の取組は、「互助」と「共助」の範囲であるため、地縁による自治会等の取組やNPO等の市民活動を「小さな地域自治」に区分します。そして、この「小さな地域自治」を補完し、地域コミュニティ活動交付金を活用する地域まちづくり推進委員会や地域協議会の取組を「大きな地域自治」に区分します。

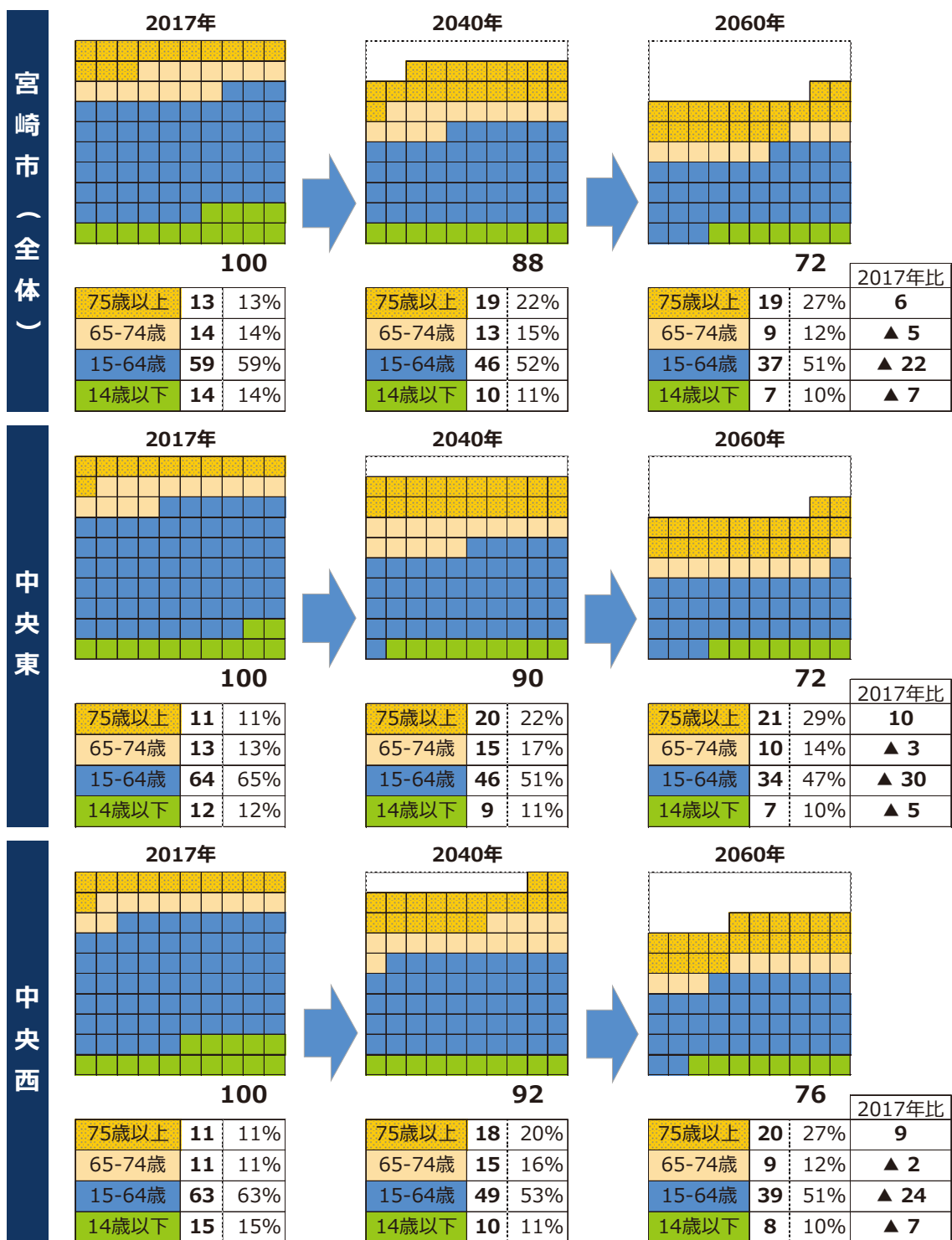
## 第2章 地域福祉の現状と課題

### 宮崎市における社会情勢の変化

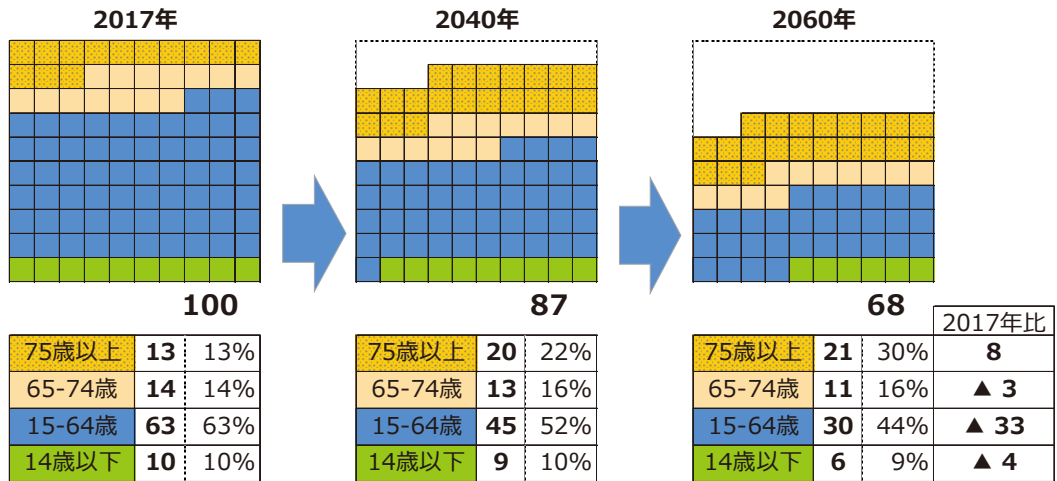
宮崎市の人口は2013年をピークに減少傾向が始まり、2016年には40万人を下回っています。2017年度に策定した第五次宮崎市総合計画において、2060年の将来推計人口を推計しましたが、22の地域自治区ごとに人口減少のスピードや人口構造が異なる結果が出ました。

#### 宮崎市における地域自治区別の人口推計

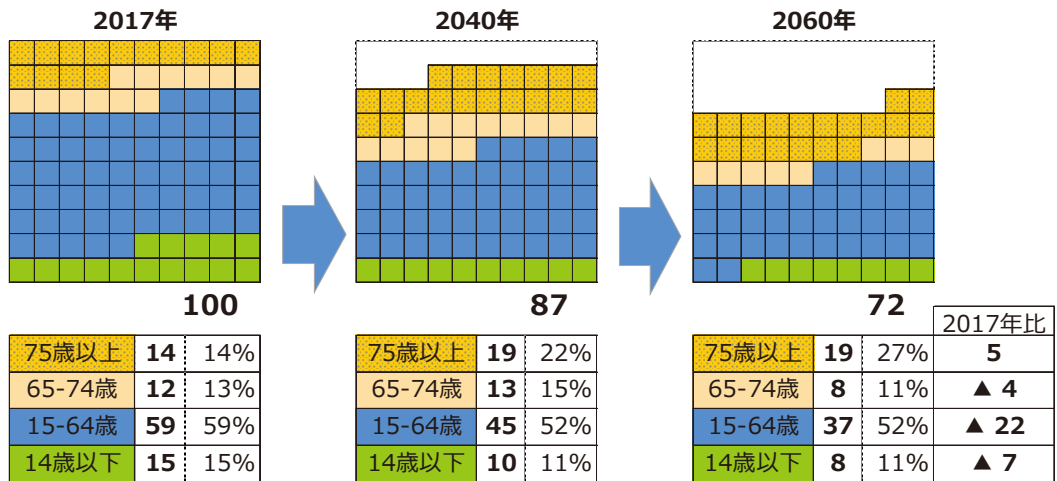
2017年の人口を100として、2040年・2060年に4つの年齢区分の割合がどのように変化していくのかを100マスのグラフで表しています。点線で囲まれた部分が減少する人口になります。



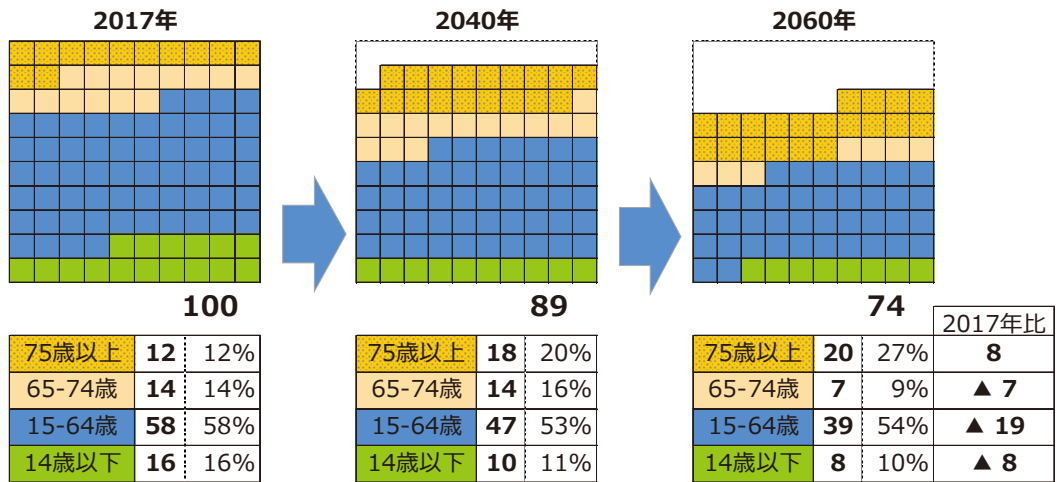
小戸



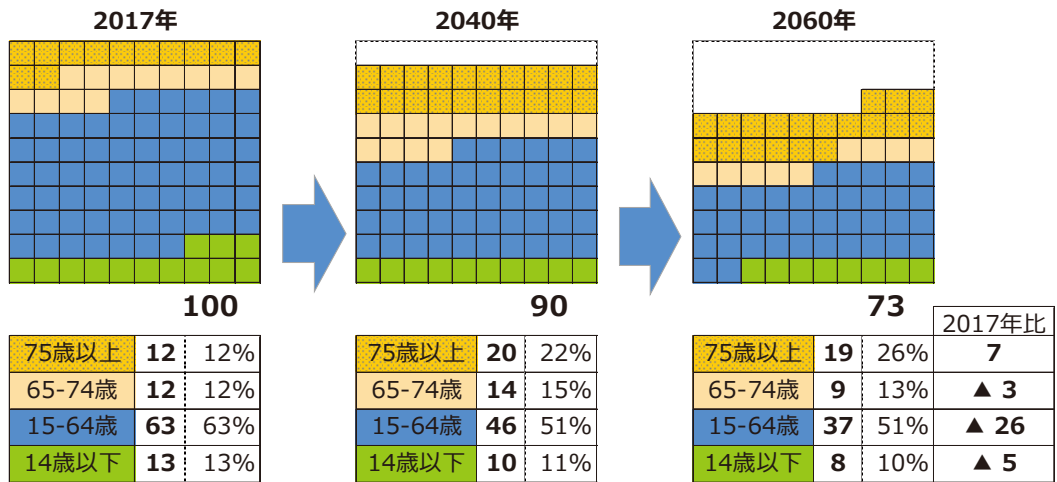
大宮



東大宮

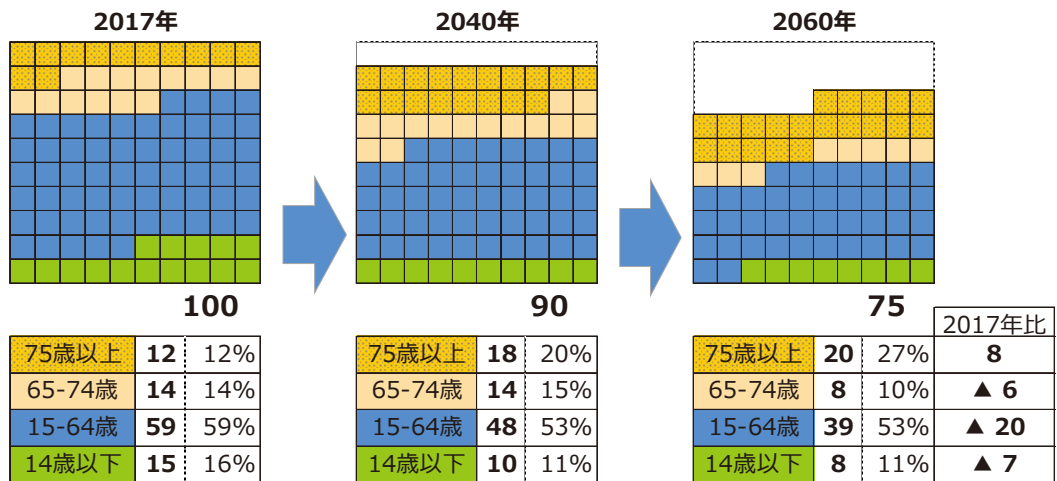


大淀

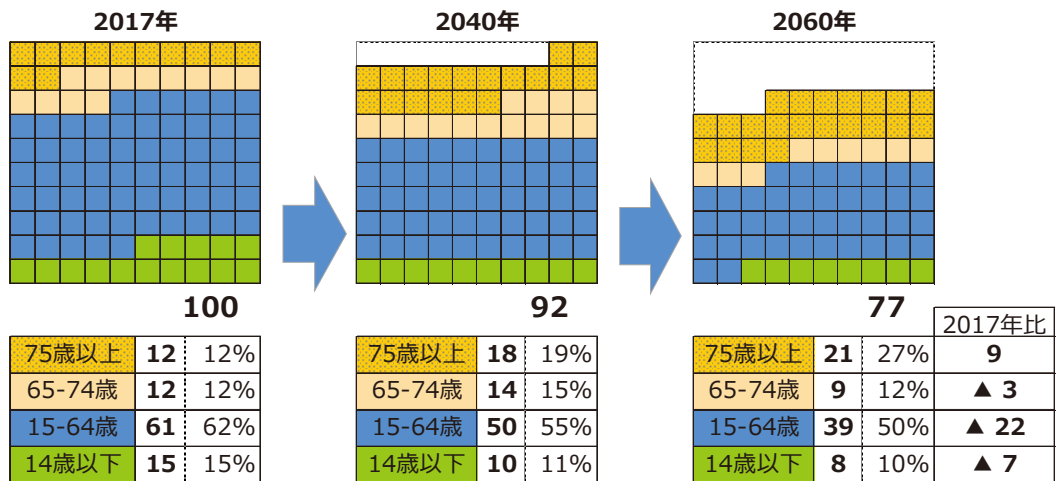




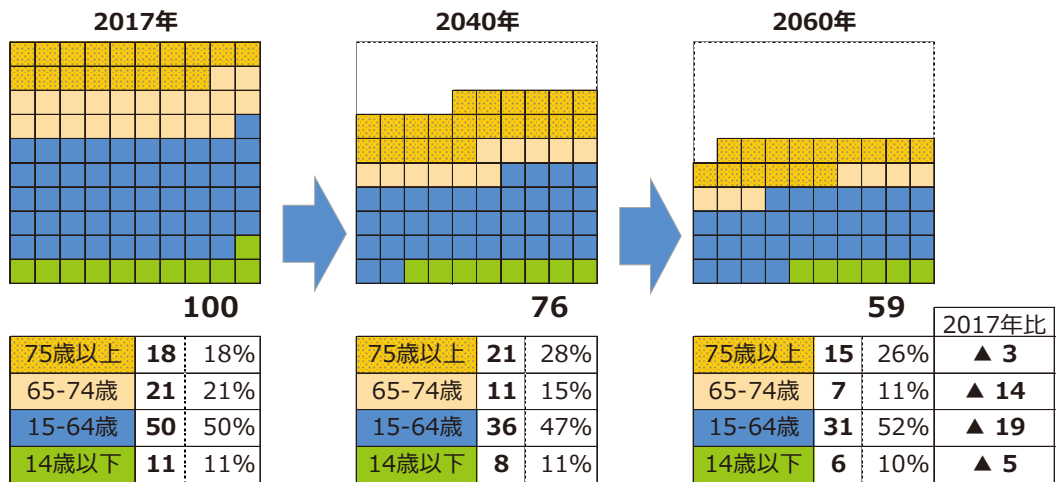
大塚



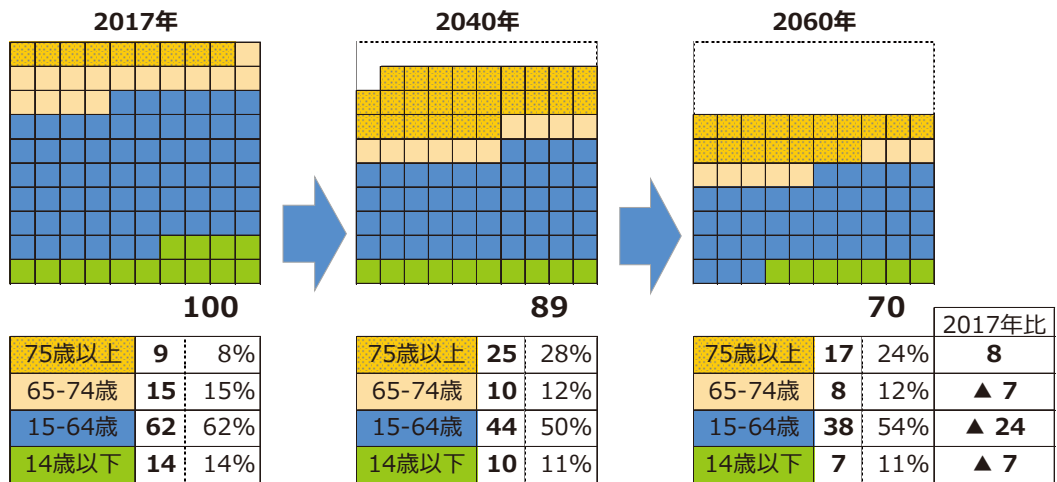
憶



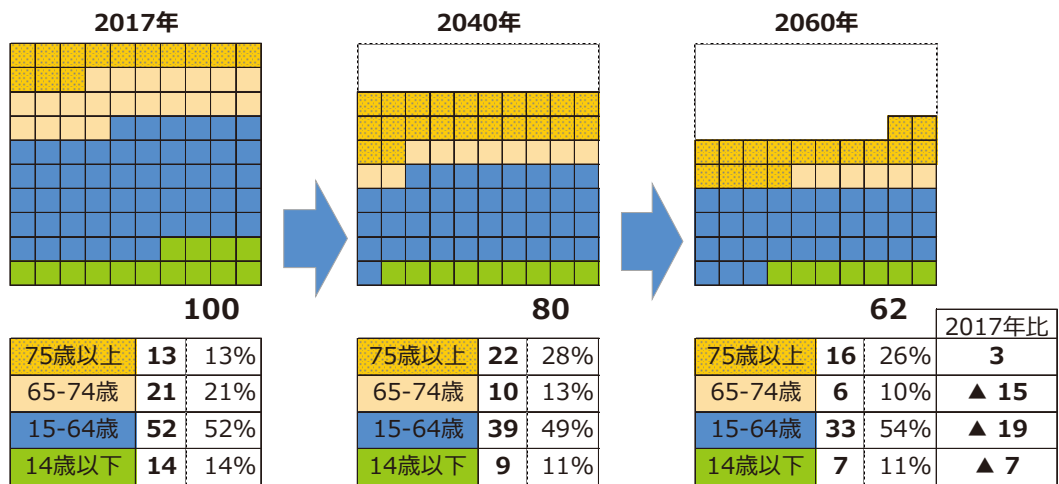
大塚台



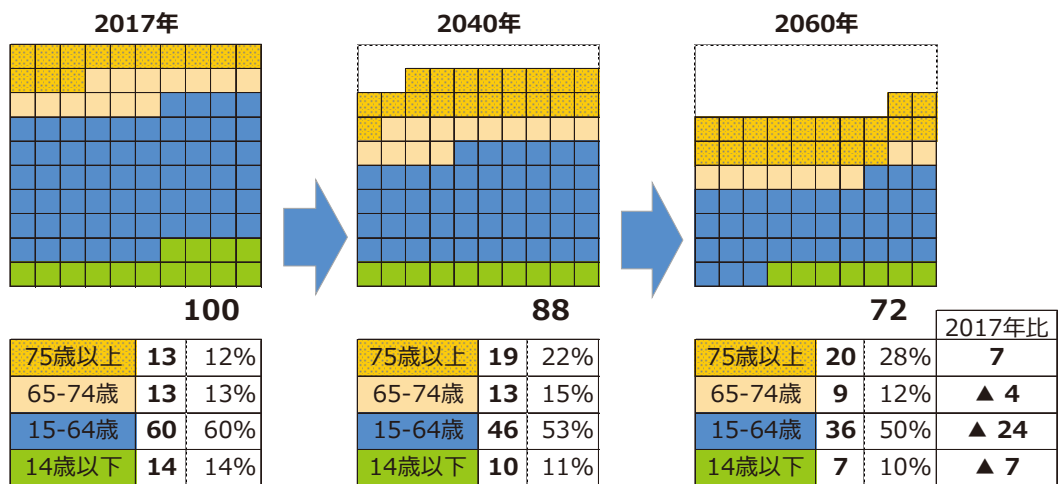
生目台



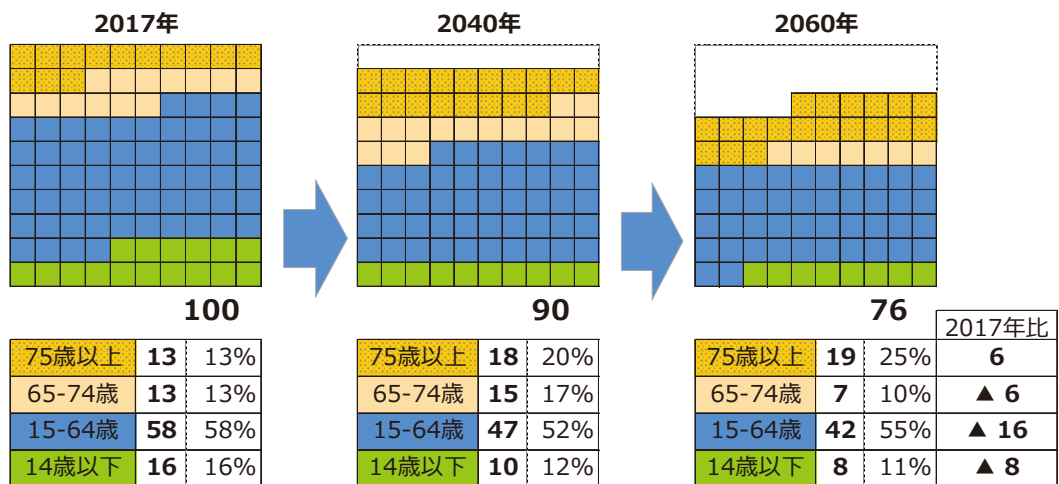
小松台



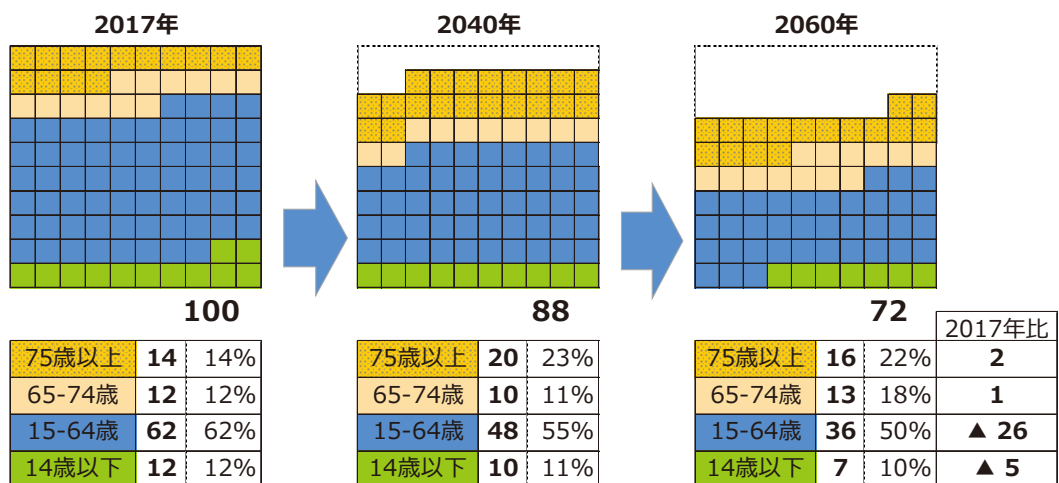
赤江

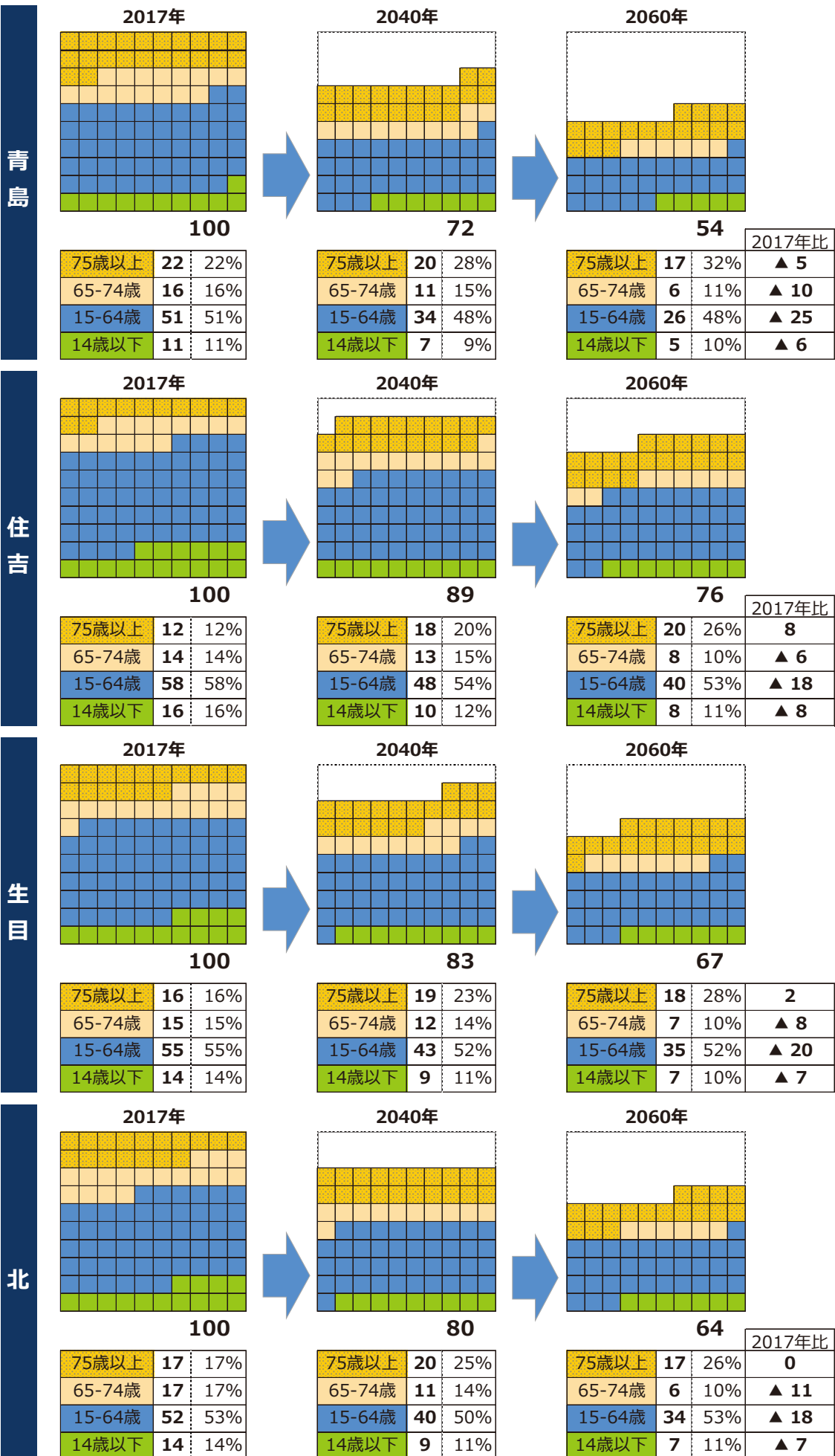


本郷

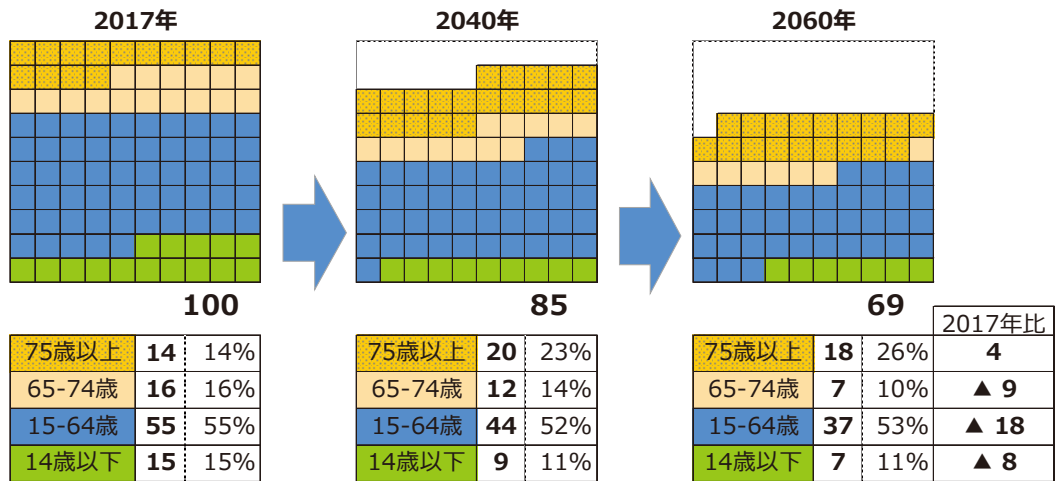


木花

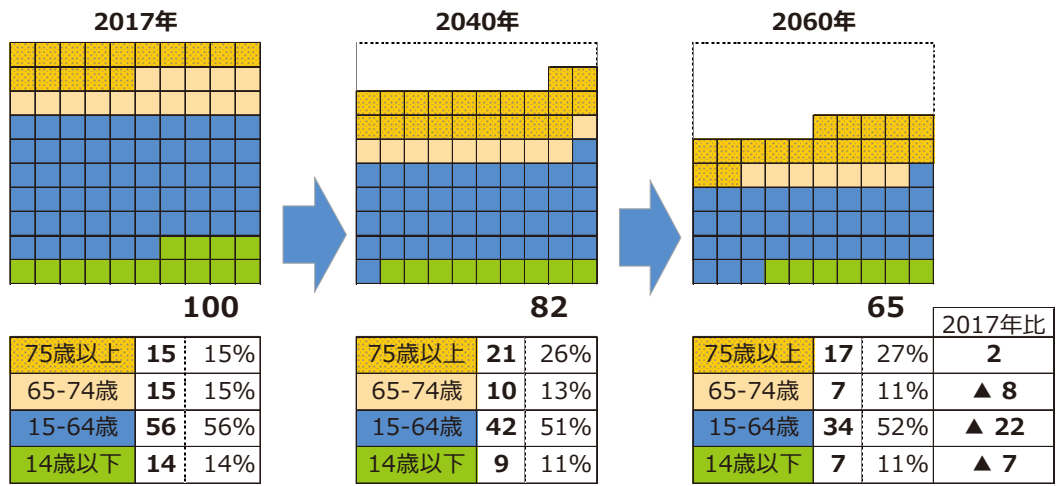




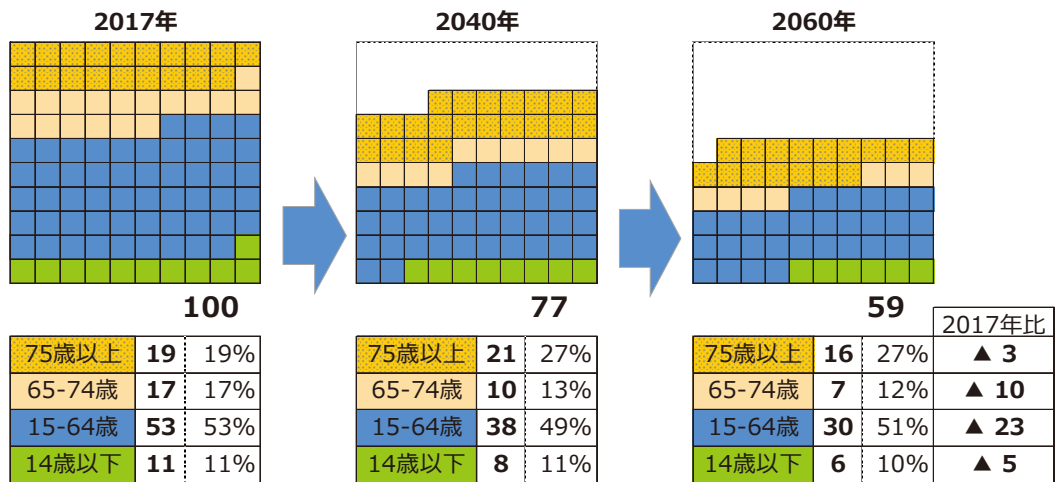
佐土原



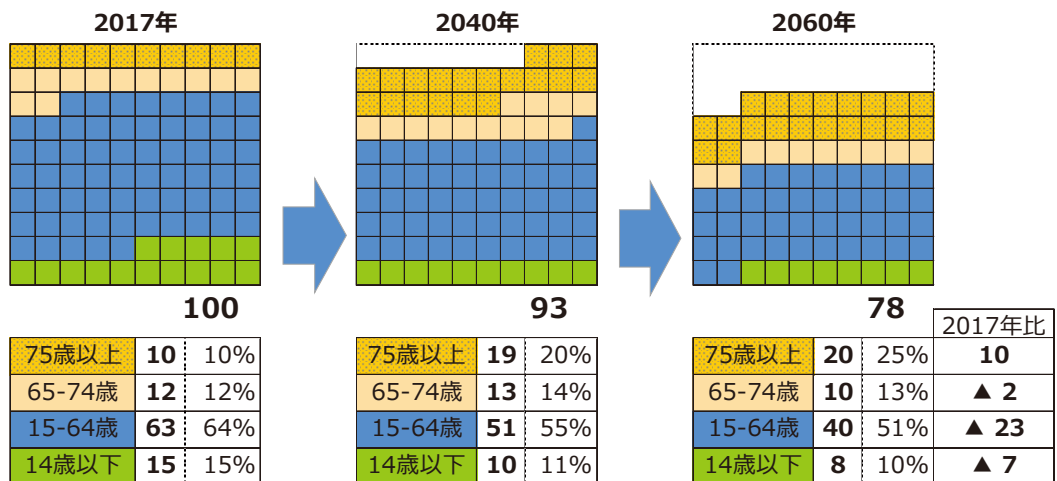
田野



高岡



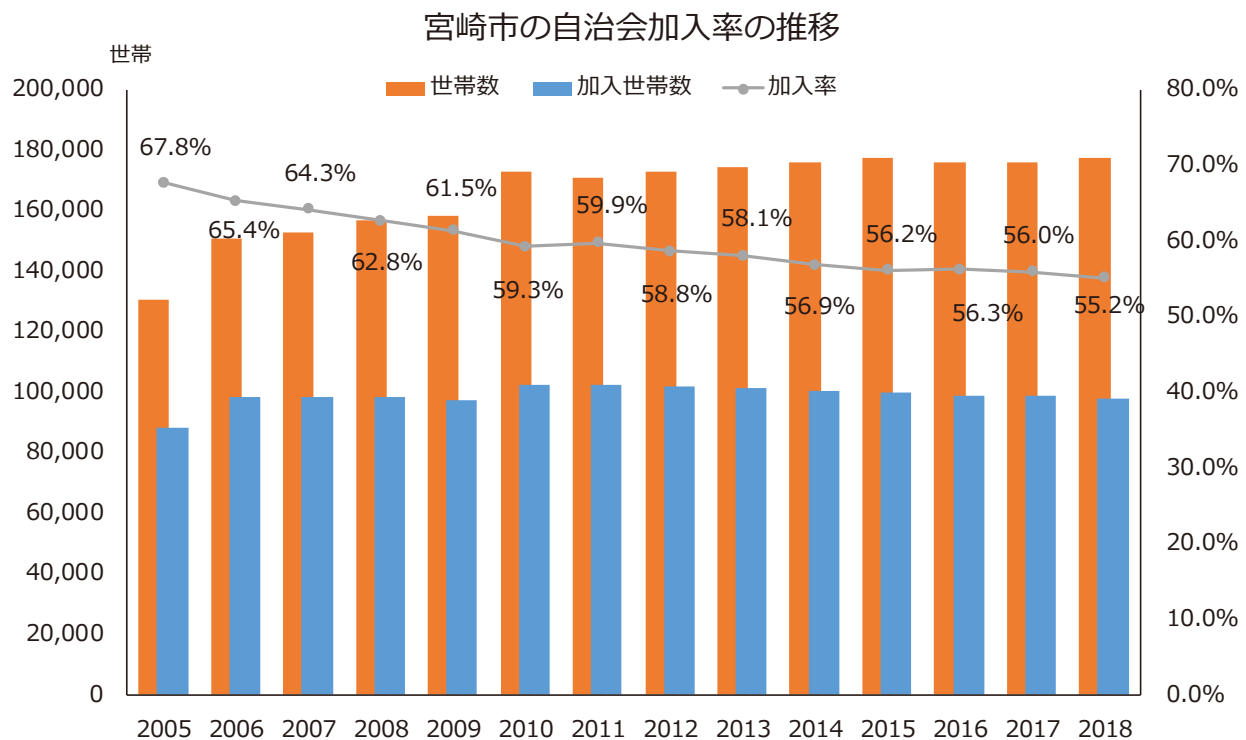
清武



人口減少社会の到来に加えて、地域コミュニティの衰退も大きな問題となっています。

特に、一時期70%を超えていた自治会への加入率は低下を続けており、2018年現在では55.2%までになっています。

自治会は、地域を快適で住みよくするための活動を行う、わたしたちの生活に最も密着した団体であり、地域のまちづくり活動において、一番の基礎となる組織であることから、自治会の加入率の向上は、喫緊の課題であると言えます。



### 地域福祉に関するアンケート調査の結果

今回、新しい地域福祉計画と地域福祉活動計画を策定するに当たって、市民と関係団体の方たちから広く意見をいただくためにアンケートを実施しました。

調査の種類	調査方法	回答数（回答率）
市民意識調査	18歳以上の市内在住者3,000人及び市社協登録ボランティア500人の合計3,500人に対して郵送により実施。	1,311件（37.5%）
関係者・関係団体アンケート	民生委員・児童委員、地域福祉団体、福祉関係事業所、市民活動団体等の2,000団体に対して郵送により実施。	1,106件（55.3%）

市民意識調査の結果では、隣近所や自治会といった地域社会との関わりの必要性を感じている方が数多くいました。特に、災害時への対応に不安を感じており、避難の手助けについて支え合い・助け合いといった互助の必要性に対する意識の高さがうかがえます。

また、今後の「福祉」のあり方についても、「行政と住民が協力しながら地域で支え合う仕組み



づくりをすべき」といった意見が7割を占めることなどから、「地域共生社会の実現」が求められていると言えます。

主な質問内容とその回答
<p>もし、あなたや家族が生活するうえで困ったことが生じた場合、地域の人に手助けしてほしいことは何だと思えますか。 (あてはまるものすべてに○)</p> <p>1位：「災害時の避難の手助け」(49.6%) 2位：「災害時の復興支援活動」(33.7%) 3位：「高齢者の見守り」(29.4%) 4位：「病院等への送迎」(27.2%)</p>
<p>住んでいる地域で助け合い・支え合い活動をする場合、あなたはどのようなことに協力できますか。 (あてはまるものすべてに○)</p> <p>1位：「災害時の避難の手助け」(40.0%) 2位：「話し相手(傾聴)」(34.6%) 3位：「ゴミ出し」(33.4%) 4位：「災害時の復興支援活動」(29.5%) 5位：「買い物」(28.7%) 6位：「高齢者の見守り」(28.4%)</p>
<p>あなたは助け合い・支え合い活動をする場合、どのエリアでの活動ができますか。 (あてはまるものすべてに○)</p> <p>1位：「隣近所」(69.3%) 2位：「自治会内」(39.4%)</p>
<p>助け合い・支え合い活動に参加したことがある方におたずねします。参加したきっかけは何ですか。 (3つまでに○)</p> <p>1位：「自治会や団体などの活動の一環」(16.8%) 2位：「困ってる人の役に立ちたいから」(16.2%)</p>
<p>「福祉」のあり方は今後どうあるべきだと思いますか。 (1つだけに○)</p> <p>1位：「行政と住民が協力しながら地域で支え合う仕組みづくりをすべき」(71.6%) 2位：「国や市町村といった行政の責任で行うべき」(16.9%)</p>
<p>地域共生社会の実現に向けて、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、何が重要だと思いますか。 (5つまでに○)</p> <p>1位：「気軽に相談できる相談窓口の充実」(47.7%) 2位：「地域住民がお互いに助け合える仲間づくり」(42.3%) 3位：「災害時に備えた地域での支援体制づくり」(41.0%) 4位：「福祉サービスに関する情報の提供」(28.5%) 5位：「在宅福祉を支える福祉サービスの充実」(25.9%) 6位：「介護・障がい・生活困窮などの問題を同時に抱える人や世帯への支援」(25.2%)</p>

今回の計画の基本理念である「ともに支え合い、安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指すために、以下の3つの「基本目標」を掲げています。そして、それぞれの基本目標を達成するための施策の方向性として、以下の15の「施策の展開」を設定しています。

宮崎市地域福祉計画・宮崎市地域福祉活動計画の体系図

基本理念	基本目標	施策の展開
ともに支え合い、安心して暮らせる福祉のまちづくり	基本目標 1  ともに支え合う  人・地域づくり	施策の展開 1 福祉教育、意識啓発
		施策の展開 2 人材育成、担い手づくり
		施策の展開 3 地域活動の参加推進
		施策の展開 4 交流の場や居場所づくり
		施策の展開 5 地域福祉を推進する活動への支援
	基本目標 2  安心して暮らせる  まちづくり	施策の展開 1 『子ども・子育て支援プラン』 子どもや子育て世代にやさしい環境づくり
		施策の展開 2 『障がい者計画』『障がい福祉計画（障がい児福祉計画）』 障がい者にやさしい環境づくり
		施策の展開 3 『市民長寿支援プラン』 高齢者にやさしい環境づくり（地域包括ケアシステムの推進）
		施策の展開 4 『健康みやざき市民プラン』『自殺対策行動計画』 健康に暮らせるまちづくり
		施策の展開 5 『地域防災計画』『要配慮者避難支援プラン』 災害時に助け合えるまちづくり
		施策の展開 6 『生活困窮者自立支援方策』 生活困窮者を支える環境づくり
		施策の展開 7 『男女共同参画基本計画』ほか 権利と暮らしが守られるまちづくり
	基本目標 3  福祉の困り事を 解決する  しくみづくり	施策の展開 1 包括的な相談・支援体制の整備
		施策の展開 2 生活支援の体制づくり
		施策の展開 3 地域の課題を解決するための財源確保

それぞれの施策の展開に基づいて、以下の43の「取組の方針」を設定しています。

今後は、この取組の方針に従って、各事業を実施していきます。

取組の方針	
1-1-1	ともに支え合う思いやりの心を育む福祉教育の推進
1-1-2	地域福祉の意識が向上する機会の創出
1-2-1	地域福祉を推進する人材の育成と確保
1-2-2	地域の人材を共有する仕組みづくり
1-2-3	高齢者の力を地域にいかす取組の推進
1-3-1	地域活動に関する情報提供の充実
1-3-2	住民参加が推進される地域の仕組みづくり
1-4-1	交流の場としての地域資源の活用
1-4-2	世代間交流を推進する機会の充実
1-4-3	高齢者等が気軽に集まることができる場の創出
1-5-1	自治会等の地域組織・団体の活動に対する支援
1-5-2	市民活動団体等の活動に対する支援
1-5-3	社会福祉法人による地域貢献活動の促進
2-1-1	安心して子育てできる幼児教育・保育サービスの提供
2-1-2	子育て家庭への生活支援と相談機能の充実
2-1-3	子どものための居場所の確保・充実
2-1-4	妊娠・出産・子育て期における切れ目ない支援の充実
2-2-1	障がい者やその家族が安全で安心して暮らしていくための環境づくり
2-2-2	障がい者やその家族の自立と社会参加の促進
2-2-3	障がいのあるなしにかかわらずともに支え合う環境づくり
2-3-1	自立した生活の継続に向けた「介護予防」「自立支援」等の推進
2-3-2	介護保険制度の安定運営のための適切なサービス提供の推進
2-3-3	高齢者の生活を支える地域のサービス体制の整備
2-3-4	高齢者が地域でいきいきと暮らせる生きがいづくりの推進
2-4-1	市民の健康に対する意識向上のための啓発
2-4-2	生活習慣病等の発症・重症化の予防の推進
2-4-3	生活習慣と社会環境の改善による健康づくりの推進
2-4-4	かけがえのない命を支える自殺対策の推進
2-5-1	災害時の支え合いを推進する支援体制づくり
2-5-2	災害時などに支援が必要な人に対する見守り活動等の充実
2-6-1	生活困窮者を支援につなげる連携体制の充実
2-6-2	複合的な課題を抱える生活困窮者への自立支援の推進
2-7-1	一人一人が尊重される権利擁護の推進
2-7-2	虐待などのない社会づくりに向けた取組の推進
2-7-3	日々の生活に課題を抱える市民に対する支援の充実
2-7-4	福祉サービスに関する情報発信の充実
3-1-1	分野や世代を超えた多世代型相談・支援体制の構築
3-1-2	関係機関の連携による地域課題解決の仕組みづくり
3-1-3	複合的な課題解決に対応する組織基盤の強化
3-2-1	日常生活を支えるサービスの提供・開発
3-2-2	地域における生活支援活動の充実
3-3-1	地域福祉に対する寄附意識の醸成
3-3-2	地域の課題を解決するための財源確保の支援

## 第3章 施策の展開 基本目標1 とともに支え合う人・地域づくり

### 施策の展開1 福祉教育、意識啓発

#### 取組の方針1-1-1：ともに支え合う思いやりの心を育む福祉教育の推進

より多くの地域の方たちが、支え合い・助け合い活動に参加するためには、福祉に関する様々な学習の機会が必要です。お互いの立場を理解し、認め合い、尊重し合う、思いやりの心を育む福祉教育の推進を図ります。

##### 主な実施項目

子ども体験ボランティア活動支援事業、ふれあい福祉体験研修事業、福祉教育プログラムの作成

#### 取組の方針1-1-2：地域福祉の意識が向上する機会の創出

地域においては、誰もが福祉の受け手となるだけでなく、その担い手でもあるという認識を持つことが、地域福祉を推進していくために最も重要です。このことから、地域で暮らす方たちの、福祉に対する理解と関心を更に深める機会の創出に努めます。

##### 主な実施項目

市政出前講座、健康ふくしまつりの開催、公立公民館等学級講座開設事業、小地域福祉懇談会の開催

### 施策の展開2 人材育成、担い手づくり

#### 取組の方針1-2-1：地域福祉を推進する人材の育成と確保

地域における支え合い・助け合いの活動を更に進めていくために、これまでのように地域内の一部の方たちだけではなく、より多くの方たちで担っていく必要があります。今後の地域福祉を担う人材を育成するとともに、より多くの人材を地域に確保できるように取り組みます。

##### 主な実施項目

地域のまちづくりに関わる人材の育成、認知症サポーター養成講座、民生委員・児童委員・福祉協力員に対する説明会・研修の実施、ボランティア養成講座の実施

#### 取組の方針1-2-2：地域の人材を共有する仕組みづくり

地域の資源である地域福祉を担う人材が、地域における様々な課題解決に活用できるよう、地域の人材を共有する仕組みづくりに取り組みます。

##### 主な実施項目

ファミリー・サポート・センターの運営、ボランティアセンターの運営、ボランティア活動保険

**取組の方針1-2-3：高齢者の力を地域にいかす取組の推進**

元気な高齢者の方が主体となって、地域福祉の新たな担い手として活動できる場を創出し、高齢者の方たちによる地域における支え合い・助け合い活動を推進します。

**主な実施項目**

老人クラブ活動の支援、シニア応援ボランティア、シルバー人材センターの支援

**施策の展開3 地域活動の参加推進****取組の方針1-3-1：地域活動に関する情報提供の充実**

地域の方たちが、地域における支え合い・助け合いの活動に参加するためには、まずその活動の内容を知ってもらうことが大切です。地域活動を推進するために、地域活動に関する情報を入手できる機会の拡大に努めます。

**主な実施項目**

ホームページ等による情報提供、各種窓口における情報提供、地域活動の情報提供に対する支援

**取組の方針1-3-2：住民参加が推進される地域の仕組みづくり**

今後の地域のまちづくりにおいて、複雑・多様化する地域の課題を解決するため、地域で暮らす様々な方たちが、地域のまちづくり活動に参加する仕組みづくりに取り組みます。

**主な実施項目**

きずな社会づくり条例の推進、地域自治区事務所の機能の強化、自治会加入の促進

**施策の展開4 交流の場や居場所づくり****取組の方針1-4-1：交流の場としての地域資源の活用**

地域で暮らす方たちが、お互いに支え合い・助け合うためには、それぞれが知り合い、ふれあい、交流する機会が欠かせません。地域で暮らす方たちが、誰でも気軽に訪れて、様々な方たちと交流できる機会を増やすために、交流活動の拠点となり得る地域資源の活用に取り組みます。

**主な実施項目**

公共施設の有効活用、公立公民館等の運営、地域活動における地域資源の有効活用

**取組の方針1-4-2：世代間交流を推進する機会の充実**

子どもから高齢者までの多様な世代の交流は、様々な経験や知識を次の世代に継承し、思いやりの心を育むことにつながります。様々な世代が同じ場所でふれあい、人と人とのつながりを再認識し、地域の活動を推進する機会の充実に努めます。



主な実施項目

高齢者の経験をいかした世代間交流の推進、老人クラブ活動を通じた世代間交流の推進、ふるさと文化学習支援事業

取組の方針1-4-3：高齢者等が気軽に集まることができる場の創出

同じ立場の方たちが集まり、悩みを相談したり、会話したりすることで、問題の早期解決や深刻化の予防につながるように、地域において孤立しがちな方たちが、地域の中で気軽に集まれて交流できる機会の創出に努めます。

主な実施項目

認知症カフェ等の推進、ふれあい会食会の支援、ふれあいサロンの開催

## 施策の展開5 地域福祉を推進する活動への支援

取組の方針1-5-1：自治会等の地域組織・団体の活動に対する支援

地域のまちづくりの主役である地域の組織や団体の活動の活性化を目指すとともに、地域と行政による協働のまちづくりを推進するため、自治会や地区社会福祉協議会、地域まちづくり推進委員会などの地域の組織や団体の活動を支援します。

主な実施項目

自治会助成事業、自治公民館活動の推進、地域コミュニティ活動交付金、地域福祉活動推進補助事業

取組の方針1-5-2：市民活動団体等の活動に対する支援

地域のまちづくりにおける協働の重要なパートナーの一員であり、福祉や教育、環境、防犯、防災等の様々な分野において活躍している市民活動団体・ボランティア団体などの活動を支援します。

主な実施項目

市民活動支援基金の活用、市民活動センターの運営、市民活動保険の運用、ボランティア活動の推進

取組の方針1-5-3：社会福祉法人による地域貢献活動の促進

社会福祉法により、社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」の実施が、法人の責務として位置づけられています。社会福祉法人が持っている福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等をいかながら、地域の方たちの主体的な地域づくりと連携し、積極的に貢献していけるように、社会福祉法人による地域貢献活動の促進に取り組みます。

主な実施項目

社会福祉法人の地域貢献活動に対する支援、社会福祉法人の安心セーフティネット事業参加の促進、社会福祉法人が地域の福祉ニーズを把握できる仕組みづくり

## 第3章 施策の展開 基本目標2 安心して暮らせるまちづくり

### 施策の展開1 子どもや子育て世代にやさしい環境づくり

#### 取組の方針2-1-1：安心して子育てできる幼児教育・保育サービスの提供

子どもたち一人一人が個性を發揮し、未来をたくましく生きるために、知識や技能をはじめ、思考力や判断力、表現力などを身に付けるとともに、子どもたちが将来に夢や希望を持ち、未来に向かって挑戦できるような幼児教育・保育の環境づくりを目指します。

##### 主な実施項目

保育所等整備交付金事業、延長保育促進事業、実費徴収に係る補足給付事業、一時預かり事業費補助事業、保育士等確保のための処遇改善補助事業、保育士等確保・定着促進事業、夜間保育（延長部分）の運営費加算補助事業、幼稚園協会補助事業・保育団体補助事業、保幼小連携推進事業

#### 取組の方針2-1-2：子育て家庭への生活支援と相談機能の充実

核家族化の進展や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化といった子育て家庭を取り巻く環境の変化により高まった、子育ての負担や不安、孤立感を軽減するために、子育て家庭への生活支援と相談機能の充実に努めます。

##### 主な実施項目

母子・父子相談事業、母子家庭等就業・自立支援事業、地域子育て支援センターの運営、障がい児への療育体制の強化、ひとり親家庭等学習支援ボランティア事業、貧困から子どもを救う育成支援

#### 取組の方針2-1-3：子どものための居場所の確保・充実

少子化や核家族化により、地域の子どもや兄弟姉妹が集団で遊ぶ機会や地域との触れ合いが減少しています。子どもが安心して活発に遊ぶことができる環境づくりを推進し、子どもの心身の健やかな発達を守るため、子どものための居場所の確保と充実に努めます。

##### 主な実施項目

児童クラブの運営、放課後子ども教室推進事業、児童館・児童センターの運営、児童遊園・児童広場の運営、児童プールの運営、子ども食堂ネットワーク応援事業

#### 取組の方針2-1-4：妊娠・出産・子育て期における切れ目ない支援の充実

結婚や出産・子育てを希望する方たちが、安心して産み育てることができるとともに、子どもが健やかに成長できるよう、妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援の充実に取り組みます。

#### 主な実施項目

不妊治療支援事業、みやぎき安心子育て包括支援事業、妊婦健康診査事業、産婦健康診査事業、乳幼児医療費助成事業、乳幼児等定期予防接種事業・乳幼児等任意予防接種事業、母子訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業、乳幼児健康診査事業・幼児集団健康診査事業、乳幼児発達相談事業

### 施策の展開2 障がい者にやさしい環境づくり

#### 取組の方針2-2-1：障がい者やその家族が安全で安心して暮らしていくための環境づくり

医療・福祉サービスの充実、バリアフリー化などの生活環境の整備、日常生活の不安について気軽に相談・支援が受けられる体制や、地域での生活に必要な情報の提供に取り組み、障がいのある方やその家族が、安全で安心して暮らしていくための環境づくりに努めます。

#### 主な実施項目

障がい福祉サービスの提供、障がい者基幹相談支援・虐待防止センター事業、福祉のまちづくり施設整備補助事業、バリアフリー建築物推進事業、重度障がい者住宅改修費助成事業

#### 取組の方針2-2-2：障がい者やその家族の自立と社会参加の促進

障がいのある方とその家族に対する各種就労支援の拡充や余暇支援の充実、障がいのある子どもに対する教育支援の充実と周囲の子どもたちに対する啓発、さらには発達が気になる子どもまで含めた療育支援体制の拡充などにより、障がいのある方やその家族の自立と社会参加を促進します。

#### 主な実施項目

障がい者体育センターの運営、情報保障・コミュニケーション支援事業、福祉バス運行事業、重度身体障がい者移動支援事業、一般就労及び福祉的就労への支援、特別支援教育学びのサポート総合事業、特別支援教育バリアフリー化整備事業

#### 取組の方針2-2-3：障がいのあるなしにかかわらずともに支え合う環境づくり

障がいのある方もない方も、お互いに人権や個性を尊重し、支え合いながらともに生きる社会を実現するため、障がいのある方への理解の促進と、地域での支え合いの推進により、障がいのあるなしにかかわらず、ともに支え合う共生社会の実現に向けた環境を整えていきます。

#### 主な実施項目

教職員に対する研修、特別支援保育事業費補助事業、特別支援教育就学サポート事業、精神保健福祉対策推進事業

### 施策の展開3 高齢者にやさしい環境づくり（地域包括ケアシステムの推進）

#### 取組の方針2-3-1：自立した生活の継続に向けた「介護予防」「自立支援」等の推進

高齢者の方たちが主体となって、地域包括支援センターなどの関係機関の支援を受けながら、自身の生活行為の課題解決を図るとともに、住み慣れた場所でいつまでも自立した生活を送ることが

できるように、「介護予防」や「自立支援」などの取組を推進します。

**主な実施項目**

地域ケア会議推進事業、介護予防ケアマネジメント事業、  
通所型サービス事業・訪問型サービス事業、一般介護予防事業、筋力向上トレーニング事業、  
生活環境を整えるサービスの提供、介護保険制度への市民理解の促進

**取組の方針2-3-2：介護保険制度の安定運営のための適切なサービス提供の推進**

今後、介護を必要とする方の増加に伴う介護給付費の増大や、財源となる介護保険料の高騰などが懸念されています。介護保険制度を将来にわたって安定的に維持していくため、生活課題を的確に把握し、その方にとって真に必要なサービスを提供するなど、適切なサービス提供を推進します。

**主な実施項目**

介護認定審査会共同運営事業、認定調査事業、介護保険適正化事業、  
介護保険住宅改修等技術審査事業、実地指導及び集団指導の実施

**取組の方針2-3-3：高齢者の生活を支える地域のサービス体制の整備**

「住まい」「生活支援」「介護予防」「介護」「医療介護連携」「医療」「認知症」の7つの分野のサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、地域で不足する介護施設等の整備や、必要な人材の確保のほか、医療・介護の関係機関や地域の関係団体（自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会など）の多様な主体の連携強化を図っていきます。

**主な実施項目**

地域包括支援センターの運営、地域包括ケアシステム啓発事業、  
地域密着型サービス施設整備等補助事業、介護人材確保対策、生活支援体制整備等事業、  
認知症高齢者等への支援体制の整備

**取組の方針2-3-4：高齢者が地域でいきいきと暮らせる生きがいの推進**

超高齢社会を迎えた中においても、明るく活力ある社会を実現するため、仕事や子育てなどを終えた高齢者の方たちが、それぞれの地域において、いきいきと活動的に暮らせるよう、生きがいづくり活動を推進します。

**主な実施項目**

敬老バス事業、生きがい支援施設の運営、敬老祝い関連事業、金婚祝賀会事業

**施策の展開4 健康に暮らせるまちづくり**

**取組の方針2-4-1：市民の健康に対する意識向上のための啓発**

健康とは、全ての生活の基盤であり、住み慣れた地域において安心して暮らし続けるために最も重要なものです。全ての市民が、健康に対して高い意識を持ち、健康づくりに取り組むよう、啓発活動に努めます。



主な実施項目

出前健康講座講師派遣事業、成人等健康教育・健康相談事業、健康づくり推進協議会支援事業

取組の方針2-4-2：生活習慣病等の発症・重症化の予防の推進

生活習慣による病気の発症を予防する、あるいは発症しても重症化させないためには、病気に対する知識を身につけ、日常生活を通して予防に取り組み、定期的な健康診断により健康状態を把握する必要があります。全ての市民の健康を守るため、生活習慣病などの病気の発症予防と重症化予防の推進に取り組みます。

主な実施項目

がん検診推進事業、集団健康診査事業・個別健康診査事業、慢性腎臓病（CKD）連携システム推進事業、成人等訪問指導事業

取組の方針2-4-3：生活習慣と社会環境の改善による健康づくりの推進

全ての市民の健康づくりを推進するため、健康の維持・増進のための基本的な要素である、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「飲酒」「喫煙」「歯・口の健康」に関する生活の習慣と、家庭・地域・職場などによる社会全体からの支援といった社会的な環境の改善に取り組みます。

主な実施項目

食生活改善ボランティア育成事業、禁煙の支援と受動喫煙防止対策の推進、歯科健診委託事業、学校フッ化物応用事業、口腔保健支援センター業務委託事業、歯周疾患検診事業

取組の方針2-4-4：かけがえのない命を支える自殺対策の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携による「生きることの包括的支援」と、自殺や精神疾患についての正しい知識の普及・啓発に努めることで、市民一人一人のかけがえのない命を支えるための自殺対策の推進に努めます。

主な実施項目

自殺予防対策事業、自殺対策人材養成事業、うつ病等医療連携システム推進事業、若年層の自殺予防対策推進事業

## 施策の展開5 災害時に助け合えるまちづくり

取組の方針2-5-1：災害時の支え合いを推進する支援体制づくり

介護を必要とする高齢者の方や重度の障がいのある方など、災害時の避難行動において支援を必要とする方をお互いに助け合うといった、地域の中での「互助」の活動を推進し、災害時における地域の支え合いを推進するための支援体制づくりに努めます。



**主な実施項目**

要配慮者防災行動マニュアルの普及・啓発、避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者名簿情報の地域への提供、個別避難支援計画書の作成の推進、災害ボランティアセンター本部でのボランティア受入体制の構築

**取組の方針 2-5-2 : 災害時などに支援が必要な人に対する見守り活動等の充実**

災害時の避難行動において支援を必要とする方については、日頃からの見守り活動が重要です。日頃からの見守り活動は、地域における福祉ニーズの把握や、日常生活で困っている方たちを早期に発見し、孤立死や虐待などの社会的孤立の防止にもつながります。地域福祉の根幹である日頃の見守り活動を充実するとともに、災害時において支援を必要とする方の二次的な避難所となる福祉避難所の確保と充実に努めます。

**主な実施項目**

見守りネット台帳の整備、福祉協力員の見守り活動支援、福祉避難所の確保・充実

**施策の展開 6 生活困窮者を支える環境づくり****取組の方針 2-6-1 : 生活困窮者を支援につなげる連携体制の充実**

生活に困窮している方の中には、自ら助けを求めることができず、支援につながらない方がいます。このような方たちに、必要な情報を伝えて、支援につなげていくため、関係機関等を通じて、生活困窮者自立支援制度の周知や自立相談支援センターの利用促進を図るなど、支援につなげる連携体制の充実に努めます。

**主な実施項目**

庁内連絡会議の設置、庁内関係課と連携するためのガイドラインづくり、庁外関係機関等との連携の推進、市政出前講座等を活用した情報周知

**取組の方針 2-6-2 : 複合的な課題を抱える生活困窮者への自立支援の推進**

生活に困窮している方が抱える複合的な課題に応じて、各種支援制度やサービスを幅広く活用するとともに、関係機関や地域住民などと連携した、包括的な支援を実施するなど、複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、「日常生活」と「社会生活」、そして「経済的」な自立に向けた支援を推進します。

**主な実施項目**

生活困窮者自立相談支援事業等の実施、支援会議の設置、段階的な就労支援の実施

**施策の展開 7 権利と暮らしが守られるまちづくり****取組の方針 2-7-1 : 一人一人が尊重される権利擁護の推進**

全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、市民一人一人が性別や年齢、障がい

のあるなし、国籍などにかかわらず、一人の人間として権利が守られる必要があります。多くの市民が人権尊重の意識を身につけ、人権問題に対する正しい理解を深めると同時に、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の日常生活における意思決定を支援することで、権利擁護の推進に取り組みます。

主な実施項目

人権啓発推進事業、権利擁護センターの運営、成年後見制度利用支援事業、性的少数者支援事業

取組の方針 2-7-2 : 虐待などのない社会づくりに向けた取組の推進

子どもや高齢者・障がい者に対する虐待や、配偶者やパートナーからのDVの未然防止や早期発見・早期対応のため、関係機関と連携を図りながら支援する体制を整備します。また、再犯防止や地域における防犯の観点から、保護司などの関係機関との連携により、犯罪をした人の再犯防止と社会復帰に向けた取組を推進します。

主な実施項目

家庭児童相談事業、高齢者虐待等一時保護事業、障がい者差別解消・虐待防止対策事業、DV防止啓発事業、ドメスティックバイオレンス被害者支援事業、女性相談事業、更生保護事業に対する支援

取組の方針 2-7-3 : 日々の生活に課題を抱える市民に対する支援の充実

介護を必要とする高齢者の方や障がいのある方などを含めた、全ての市民が可能な限り住み慣れた地域で幸せに暮らせるために、住まいや買い物、交通といった「くらし」全般にまで及ぶ日々の生活における課題に対する支援の充実に努めます。

主な実施項目

優良賃貸住宅家賃低廉化事業、コミュニティ交通運営支援事業、買い物弱者に対する支援策の検討

取組の方針 2-7-4 : 福祉サービスに関する情報発信の充実

地域において様々な課題を抱える方たちが、その解決に結びつく適切なサービスを利用できるよう、公的なものから民間によるものまで、多種・多様にわたる福祉サービスの情報を入手できる環境を整備するため、福祉サービスに関する情報発信の充実に努めます。

主な実施項目

広報紙等による広報活動の充実、子育て支援サービスの利用支援、障がい者総合サポートセンターの運営、自立相談支援センターの運営、生活支援コーディネーターの配置、福祉に関する情報発信

## 第3章 施策の展開 基本目標3 福祉の困り事を解決するしくみづくり

### 施策の展開1 包括的な相談・支援体制の整備

#### 取組の方針3-1-1：分野や世代を超えた多世代型相談・支援体制の構築

複合化・複雑化した生活課題を解決するためには、分野別・年齢別といった縦割りの支援から、当事者を中心とした「丸ごと」の支援へと転換していく必要があります。地域の方たちが抱える複合的な課題や制度の狭間の課題の解決に向けた「包括的な相談・支援体制」の構築に取り組みます。

#### 主な実施項目

各相談支援機関が有機的に連携する仕組みづくり、既存の相談支援機関の体制の見直し、地域住民からの相談を包括的に受け止める場としての機能の設置

#### 取組の方針3-1-2：関係機関の連携による地域課題解決の仕組みづくり

地域において複合的で複雑な課題を抱える方たちを早期に把握し、課題を深刻化させずに解決していくためには、自治会や民生委員・児童委員、福祉協力員、保護司などの地域の関係者・関係機関が、情報を共有し、協力しながら課題解決に取り組む必要があることから、地域の関係者・関係機関による連携の仕組みづくりに取り組みます。

#### 主な実施項目

多機関協働による課題解決のためのチーム支援体制の構築、多機関協働によるチーム支援において協働の中核的な役割を担う機能の設置、個別案件や派生する新たなサービスなどを検討する協議の場の設置

#### 取組の方針3-1-3：複合的な課題解決に対応する組織基盤の強化

複合的な課題を抱えている人たちを「丸ごと」包括的に支援し、既存のサービス制度の枠には収まらない、あるいは現時点では想定できない、新しい福祉のニーズに迅速かつ的確に対応するため、市役所・市社会福祉協議会職員の意識向上と、横断的に連携できる組織基盤の強化に取り組みます。

#### 主な実施項目

地域のまちづくりに対する職員の意識向上、地域福祉を推進するための体制づくり、組織基盤を強化するための見直しの実施

### 施策の展開2 生活支援の体制づくり

#### 取組の方針3-2-1：日常生活を支えるサービスの提供・開発

全ての住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるために、既存の公的な福祉サービスを充実・提供していくとともに、既存の公的な福祉サービス制度では対応しきれない課題を解決するため、公的な制度に基づかない福祉サービスを提供することや、地域のニーズに対応した新しい福祉サービスを開発するなど、日常生活を支える福祉サービスの提供と開発に取り組みます。

主な実施項目

施策評価・事業評価を活用した既存サービスの見直しと新規サービスの立案、住民参加型在宅福祉サービスの実施、生活福祉資金の貸付け、生活支援アンケート調査の実施、ふくし・無料法律相談事業

取組の方針3-2-2：地域における生活支援活動の充実

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、日常生活において、福祉サービスの「受け手」であると同時に「担い手」である必要があることから、地域の方たち同士による支え合い・助け合いの活動を推進するため、生活支援の担い手となる人材の育成と生活支援活動を実施する団体の支援に取り組みます。

主な実施項目

家事援助訪問スタッフの養成、住民参画型介護予防・生活支援推進事業、ふれあいハートサービス協力会員の育成、生活支援ボランティア養成講座の実施、生活支援体制構築の支援

### 施策の展開3 地域の課題を解決するための財源確保

取組の方針3-3-1：地域福祉に対する寄附意識の醸成

地域の課題を解決するための財源確保の方法の一つとして、寄附を集めることは非常に重要な取組であり、寄附をする側からすると地域の課題解決が自分にとって身近なものになり、寄附をされる側からすると活動のための資金の増加や安定化につながることから、地域における住民主体の地域福祉活動を推進するために、寄附意識の醸成に取り組みます。

主な実施項目

寄附による成果の公表、法人募金活動の推進、新しい寄附の手法の研究

取組の方針3-3-2：地域の課題を解決するための財源確保の支援

今後の地域のまちづくり活動においては、自らも財源を確保する工夫が必要になることから、地域の課題を解決するための取組が、地域の経済を活性化するという、循環型の地域社会を目指し、持続可能な地域のまちづくりを推進するため、地域の課題を解決するために必要な財源の確保を支援します。

主な実施項目

地域コミュニティ活動交付金のあり方の検討、コミュニティビジネスの創出、共同募金助成方法の見直し

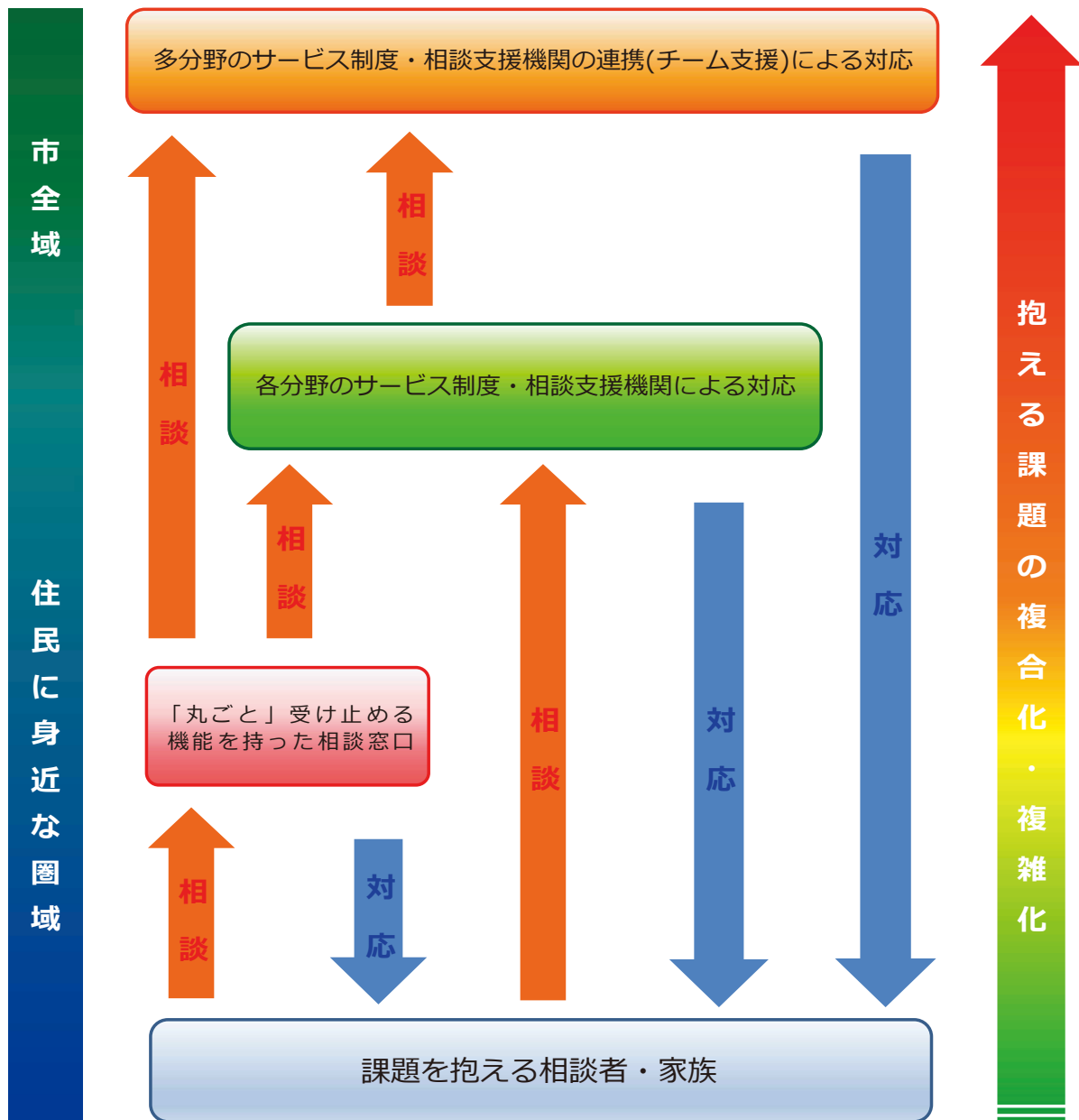
これから構築を目指していく「包括的な相談・支援体制」において、課題を抱える相談者やその家族の方は、どこに相談していいかわからないといった場合には、「丸ごと」受け止める機能を持つ相談窓口で相談することもできますし、相談先がわかっている場合には、各分野の相談支援機関に直接相談することもできます。

相談者の抱えている課題の内容に応じて、「丸ごと」受け止める機能を持つ相談窓口は、各分野の相談支援機関につないだり、多分野の相談支援機関の連携によるチーム支援につないだりします。

各分野の相談支援機関も、その課題の内容に応じて、多分野の相談支援機関の連携によるチーム支援につながります。

このように「包括的な相談・支援体制」では、相談者が抱えている課題の複合化・複雑化のレベルに応じた3段階の対応により、課題の解決に取り組むことになります。

### 包括的な相談・支援体制のイメージ図





## 第4章 地域福祉活動の取組事例

宮崎市の各地域では、自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、地域まちづくり推進委員会、老人クラブ、ボランティア団体といった数多くの主体により、様々な地域福祉活動が実施されています。ここでは、各地域で実施されている地域福祉活動の取組事例を紹介します。

### 地域福祉活動の事例紹介：地域資源を活用した居場所づくり（中央西地区）

中央西地域自治区では、市内の中心部に位置していることから、公民館を持たない自治会が多い地域ですが、まちづくり推進委員会と地区社会福祉協議会では、公民館を持たない地域でも、高齢者が気軽に集まれる場所や、子育て家庭が集まれる場所をつくろうと、地域資源を活用した取組が進められています。宮崎公立大学との共催により開催されている「サロン de ぴーすけ」は、学生が主体的に計画し、当日の進行もしています。学生側は積極的に高齢者とのコミュニケーションを取りながら普段の授業では学べない高齢者との関わり方を学び、高齢者たちも大学生と一緒に体操やゲームをすることを楽しみにするなど、世代間交流の場となっています。また、第2・第4木曜日にはNPO法人の施設の一角を活用しながら高齢者サロン「おおきな木」を開催していますが、特に夏休み期間中には子どもたちと高齢者が一緒になって、体操や手話、童謡・唱歌、時には会食などで楽しく過ごしています。このほかにもデイサービスの一角で開催される子育てサロン「ぴよスケ」、保育所の会議室を借りて開催するサロンもあります。これまで高齢者や子育て世代の交流の場となる「ふれあい会食会」や「健康教室」、「子育てサロン」が実施できなかった公民館をもたない自治会でも、地域資源を活用することにより、居場所づくりの取組が進められています。

### 地域福祉活動の事例紹介：住民同士による生活支援「四季の会」（大宮地区）

大宮地域自治区にある新地橋自治会では、早くから地域の女性たちの情報交換の場として女性のサロン「リリーサロン」に取り組んでいましたが、男性のためのサロンがありませんでした。このような中、自治会長の声かけにより、男性同士がお酒を酌み交わし、これまでの社会での経験をお互いに語り合おうと、自治会長経験者などによる男性のサロン「四季の会」が始まりました。お酒を飲みながら出た「地域のためにできることはないか」といった話がきっかけとなり、それから「四季の会」による生活支援活動が始まりました。自治会内の成年男子の有志により構成される、現在の「四季の会」では、高齢者等の生活・行動支援や資源ごみの回収などの活動を行っています。高齢者等の生活・行動支援活動では、利用者は「四季の会」が1枚200円で発行する「ありがとう券」を購入し、時間や人数といった活動の内容に応じた枚数を支援者に支払います。

### 地域福祉活動の事例紹介：見守りボランティア活動（佐土原地区）

広瀬西小学校区地域づくり協議会では、小学校に通学する児童の見守り活動に取り組んでいる、PTA、高齢者団体、登録ボランティアである地域の見守り隊の3者の活動を調整するとともに、「地域別安全対策会議」を開催して、見守り活動上の問題点や地域の危険箇所についての情報を共有しています。新年度の初めには、地域の見守り隊と児童の顔合わせ会を小学校で開催し、地域の見守り隊の活動を知ってもらっています。全体の顔合わせ会の後には地区ごとに分かれて交流することで、地域の見守り隊と児童たちが顔見知りになる機会を設けています。年に1回開催される「見守り隊感謝の集い」では、小学校・高齢者団体・地域の見守り隊・交番の関係者が一堂に会して、児童の登下校の様子や危険箇所などの情報を交換するほか、児童たちからの日頃の感謝を伝える作文集が送られます。児童たちに「より安全な登下校」をしてもらうためにと、各関係者から様々な意見が出されるので、小学校からも大変喜ばれています。



### 地域福祉活動の事例紹介：カフェさくら・子どもカフェさくらんぼ（生目台地区）

生目台地域自治区においては、地域コミュニティ活動交付金の活用により、子どもから高齢者まで、誰でも気軽にいつでも利用できる交流場所として、生目台カリヨンプラザ内で「ふれあいルーム」を運営していますが、この地区ではさらに、「NPO法人ささえ愛生目台」を立ち上げ、地区社会福祉協議会、まちづくり推進委員会との共催により、「いきいきサロン事業」として2つのカフェをこの「ふれあいルーム」で実施しています。毎週金曜日と土曜日の午前中に開催する「カフェさくら」では、地域の方からいただいた季節のお野菜などを使った料理や、手打ちそばなどの食事を安価で提供し、孤立しがちな高齢者の交流の場や安否確認の場となっています。毎週第2土曜日に開催する「子どもカフェさくらんぼ」では、地域の子もたちに50円でカレーを提供しています。子どもの孤食対策と見守り活動につながるこの取組には、毎回たくさんの子もたちが集まり「みんなで一緒に食べるとおいしい」と大好評です。どちらのカフェも地域の方たちに喜ばれ、訪れる人は年々増え続けています。



### 地域福祉活動の事例紹介：マンション単位での支え合い（小戸地区）

小戸地域自治区にあるマンション「リベラルーツ葉」では、「マンション内に支え合いのグループを立ち上げたい」という住民の声を受け、マンション内でメンバーを集めて、さんさんクラブを立ち上げました。建物の構造上、顔の見える関係ができてにくいマンションでの生活ですが、まずはあいさつによる「顔見知りの関係づくり」の交流から始めて、現在では見守り活動や生活支援といった様々な取組に広がっています。マンション内の公民館である集会場を活用して、毎月第1土曜日に例会・誕生会を開催し、会員同士が顔を合わせ楽しいひとときを過ごしているほか、月に1～2回、民生委員・児童委員と福祉協力員、さんさんクラブ会員の協力による見守り活動「友愛訪問」を実施して、孤立防止や介護予防につなげています。また、電球の交換のような高い所の作業などの日常生活援助や、買い物・病院への送迎などの外出援助といった、会員同士による支え合い活動にも取り組んでいます。「年齢に関係なく、元気な人が、困った人に少しでも手を貸してあげる」ことで、助かる人が増えるだけでなく、会員同士のコミュニケーションも深まり、今では住民同士のつながりがとても強くなっています。



### 地域福祉活動の事例紹介：チームによる見守り活動（大淀地区）

大淀地域自治区では、自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員、老人クラブなどが連携してチームを組み、交代で訪問する見守り活動を推進しています。地域全体においてきめ細やかな見守り活動が行われるように、「小地域における見守り活動の手引き」を作成し、各自治会ではこの手引きを参考に見守り活動が実施されています。自治会単位では「見守り情報交換会」を開催し、自分の地域の見守り活動をどうするかなどを話し合い、地域ぐるみの見守り活動の体制づくりを目指しています。また、大淀地区社会福祉協議会では、身内などの緊急時連絡先や、かかりつけの病院、所属する自治会などを書き込める「安心カード」を作成し、見守り対象者に配付することで、緊急時に役立つと地域の方たちに喜ばれています。



### 地域福祉活動の事例紹介：幸齢あんしん教室（東大宮地区）

東大宮地域自治区では、雁ヶ音団地中央自治会と東自治会のふたつの自治会の主催により、誰でも都合のつくときに参加できる、高齢者のための勉強会「幸齢あんしん教室」を開催しています。支え合い・助け合いによる暖かい地域の輪をつくることで、誰もが安心して安全に暮らしていける、人ぐるみ・地域ぐるみの団地を目指して勉強しています。年度ごとにテーマを決めて、民生委員・児童委員、福祉協力員や地域包括支援センターの協力を得るとともに、市政出前講座も活用しながら、東大宮コミュニティセンターで年10回実施しています。2018年度には「向こう三軒両隣」をテーマに、介護や認知症、健康づくり、在宅での看取りやぐるみん活動などの学びを通じて、地域コミュニティの最小単位「向こう三軒両隣」による日頃からの支え合い・見守り合いの大切さを再認識し、いざというときの安心にもつながるネットワークづくりを目指しました。参加者の出席カードにスタンプを押印することで参加意欲を促し、毎回30名を超える出席者からは、「充実していた」「勉強になった」と大変喜ばれています。このように地域の方たちが集まり一緒に学ぶ取組を続けることで、支え合い・助け合いの地域づくりにつなげていきたいと考えています。



### 地域福祉活動の事例紹介：地域の福祉施設との連携（檜地区）

山崎地区ふれあいサロンの参加者からの「車を運転できず買い物に行く手段がない」「足腰が弱りバス停が遠く感じる」といった声を受けて、檜地区社会福祉協議会が交流のある高齢者福祉施設に相談したところ、施設側もちょうど地域貢献に取り組みたいと考えていたことから、朝夕の時間帯以外は空いていた送迎ワゴン車を活用した買い物支援が始まりました。毎週月曜日の午後、公民館に7人乗りの送迎ワゴンが迎えに来て、ドラッグストアやスーパーを回り、1時間ほど公民館に戻ってきます。利用者からは「定期的に買い物に行けて助かる」「買い物に困らなくなった」と大変喜ばれています。一方で、檜地区社会福祉協議会が実施している傾聴ボランティア講座の受講者で結成された「傾聴ボランティアあおきダンボの会」も、地区内の老人福祉施設で傾聴ボランティア活動を行っています。この会では、ボランティアのスキルアップ研修や、会員同士による活動後の振り返りを実施することで、チームケアを心がけるなど継続した取組を続けています。また、地域の福祉施設や病院と連携して防災訓練を実施している自治会もあり、地域と施設の協力体制が構築されています。このように檜地区では、地域と福祉施設が相互に支え合うことでより一層連携が図られるような、地域資源を活用した取組が行われています。

### 地域福祉活動の事例紹介：災害時における障がいのある方への支援活動（中央東地区）

中央東地区社会福祉協議会では、障がいに対する理解を深めるための勉強会の開催や、障がい者団体との意見交換会を実施し、災害時において障がいのある方を支援する活動に取り組んでいます。意見交換会では、障がい者団体の方たちと、情報伝達や避難行動支援の方法、指定避難所で必要となる配慮などについて話し合い、障がいの特性に応じた様々な対応の違いを認識するようにしています。また、まちづくり推進委員会との共催により実施する地域の防災訓練には、障がいのある方も参加しています。意見交換会での意見を基に作成した「災害時要配慮者聞き取りシート」の記入訓練や、避難所での受入訓練などを行い、災害時の支援方法について確認した上で、次の意見交換会につなげています。防災訓練においては、地域の方たちに対しても、車イスやアイマスク着用の歩行を体験してもらうことで、災害時の問題点や要配慮者の支援方法を考えるきっかけづくりにも取り組んでいます。

### 地域福祉活動の事例紹介：大塚台ボランティアセンターつなぐ（大塚台地区）

大塚台地域自治区においては、地域コミュニティ活動交付金を活用して、暮らしの中で増えてきた困り事を、住民同士の支え合いで解決しようと、「大塚台ボランティアセンターつなぐ」を運営しています。誰でもいつでもできるちょっとしたボランティア、『ちょボラ』精神で支え合いながら、きずなづくり・生きがいづくりを目指して活動しています。ボランティアセンターは会員制で、ボランティアを受けたい利用会員も、ボランティアをしたい協力会員も、お互い様の心を持って年間200円の会費を負担しています。ボランティアセンターの中核として活躍する相談員が、利用会員と協力会員をつなぐことによって、犬の散歩や話し相手、買い物やごみ出しなどの日常の様々な支援が行われています。利用者からは「ちょっとした手助けのおかげで自宅で暮らし続けられる」「大塚台に住み続けたい」といった感謝の声が、協力者からは「人の役に立つ喜びが得られた」といったきずなづくり・生きがいづくりにつながっているとの声が寄せられています。このほか、会員向けに「ボランティアセンター会員報つなぐ」を発行して利用会員宅へ訪問して届けることや、相談員・協力会員・利用会員などが一堂に会する交流会を開催するなど、相談員・協力会員・利用会員の顔の見える関係づくりにより、相互理解と協力体制の構築が進み、登録会員数の増加にもつながっています。

### 地域福祉活動の事例紹介：自治会単位での支え合い（赤江地区）

赤江地区社会福祉協議会では、ボランティアのニーズ調査や担い手調査を基に、自治会長との意見交換・協議を重ねた結果、生活支援に関するボランティア活動は自治会単位で行うこととしました。現在、ふたつの自治会でボランティア部会が発足し、活動を実施していますが、その一つである月見ヶ丘第八区自治会では、「孤立を防ぐためには、人が人を直接見ないとだめだ」と感じていた自治会長が賛同する仲間に声をかけて、ボランティア活動が始まりました。ボランティアに参加する側も平均年齢は70歳を超えていますが、民生委員・児童委員や福祉協力員からの協力を得ながら、できる範囲内で活動を行っています。庭の清掃、除草、電球交換、洗濯、掃除、見守り、声かけ、困り事の相談といった活動は、1時間当たり500～600円の有償で提供されますが、依頼者からも感謝され、ボランティア部員も達成感とやりがいを感じています。赤江地区社会福祉協議会では、自治会長の悩みを聞いたり、相談に乗ったりしながら、自治会によるボランティア活動の支援を行っています。地域包括支援センターの協力も得ながら、ボランティア情報交換会を毎年開催し、自治会長に活動事例を発表してもらうなど、情報の共有化を図りながら、自治会単位での生活支援に協力をお願いします。

### 地域福祉活動の事例紹介：福祉施設や大学との連携（青島地区）

青島地区社会福祉協議会では、福祉施設や大学との連携による取組が進められています。歩いて行ける距離でサロンが開催されず不便を感じていた高齢者と、何らかの形で地域に貢献したいと考えていた福祉施設を、青島地区社会福祉協議会がつなぐことで、福祉施設の一室を活用した「ふれあいサロン」の開催が実現しました。近隣の高齢者からは、歩いて行けるので参加しやすいと大変喜ばれています。また、この福祉施設の職員は、災害ボランティアセンター支部のサテライト運営訓練にも積極的に参加するなど、地域活動の担い手としても活躍しています。宮崎大学医学部や宮崎県立看護大学との連携においては、学生たちが介護予防サロンにボランティアで参加したり、小学生への学習支援を行ったりするなど、学生と地域住民の交流が図られています。将来、医療に従事する学生たちにとっても、地域の実情を知り、地域医療について考える良い機会になっています。



### 地域福祉活動の事例紹介：住吉ボランティアセンターつなぎ（住吉地区）

住吉地域自治区においては、2025年問題に向けて「いずれ私も通る道、お互いさま、今できることから始めよう」を合い言葉に、2016年10月、住吉地区社会福祉協議会と地域まちづくり推進委員会との共催による「住吉ボランティアセンターつなぎ」を立ち上げました。立ち上げに当たっては、宮崎市社会福祉協議会や住吉地域包括支援センターの職員にも協力してもらい、住民はどんなことで困っているのか、ボランティアをどう募集するか、どのような仕組みを構築すれば解決できるか、無理なく続けていくにはどうすればいいかなど、意見や知恵を出し合って検討を重ねました。また、現状を把握するために、見守り対象者への聞き取りニーズ調査や住民アンケートも実施するなど、十分な準備を整えています。ボランティアセンターでは、毎週月曜日と木曜日に相談員が依頼や相談を受け付け、依頼内容確認の訪問調査を行った上で、ボランティアにつないでいます。利用料金は一人1時間で200円。ボランティアの活動時間は原則1時間とし、「元気で、楽しく、無理せず、笑顔！」をモットーに活動しています。活動内容は、話し相手や庭の手入れ、部屋の掃除、ごみ出し、買い物支援などがありますが、蛍光灯の取替え等については、地域の協力電気店が対応するなど、地域の事業者にも協力してもらっています。また、地域包括支援センター、ケアマネジャーなどからの相談にも対応することで、地域の高齢者にとって在宅での安心した暮らしにつながっています。2018年度からは、地域のお宝発掘・発展・発信事業を活用し、ボランティアセンターの運営に加えて、地域に出向いてサロン活動を実施する移動サロン「つなぎ愛」や、相談員が登録された方に定期的に電話して話し相手になる「つなぎコール」を実施し、孤立防止や安否確認にも取り組んでいます。この地区での取組を他の地区でも広めるために、市内外の地区を問わず積極的に視察を受け入れたり、事例発表を行ったりしていますが、そのことが自分たちの研修の場としても役立っています。



### 地域福祉活動の事例紹介：TAKAOKAつなぐ（高岡地区）

高岡地域自治区では、地域のお宝発掘・発展・発信事業を活用して、2018年5月に「TAKAOKAつなぐ」をオープンしました。高岡のまちなかのテナントビルの1階に、カフェスペースとカラオケルームを兼ね備えた多目的スペースを併せ持つ地域の交流施設です。カフェスペースでは、地元で生産された野菜のカレー、高岡の小麦を使ったケーキ、地元一里山産の緑茶や紅茶などを提供し、地域の方が気軽に訪れる居場所として利用されるほか、地域の会議や懇親会の開催場所としても活用されています。同じテナントビルの一室で毎週木曜日に開催されているオレンジカフェの際には、「TAKAOKAつなぐ」から飲食物を提供するなど、地域の関係団体とも連携を図っています。また、「TAKAOKAつなぐ」では、毎月1回子どもつなぐ食堂も開催し、多世代交流の場としても利用されています。「まちなかに集まれる場所ができた」と幅広い世代の人たちに喜ばれているのと同時に、「家でひとりで食べるよりもここで食べるとおいしい」と会話をしながら食事ができるので、高齢者にとって大切な居場所になっています。「TAKAOKAつなぐ」の目的は、地域の方たちがここでつながることです。この取組がいつまでも継続できるよう、経営的な視点を持って、今後は地場製品の販売、ビタミンのまち高岡の発信などにより、魅力のある集客スペースとして地域の活性化につなげていきたいと考えています。



## 地域福祉活動の事例紹介：あおぞら（屋外）多世代サロン「そらいろガーデン」（木花地区）

木花地域自治区では、学園木花台にある民家の敷地を活用して、高齢者の方や子育て中の親子が気軽に立ち寄れるサロン「そらいろガーデン」が開催されています。笑う動作とヨガの呼吸法を合わせた健康法「笑いヨガ」などの様々なレクリエーションを通じて、地域に交流の輪が広がることを目的として、民生委員・児童委員やボランティアの協力を得ながら、2019年3月からサロンの活動が始まりました。四季折々の花が咲くお庭で、アットホームにご近所同士が顔を合わせる場所として、乳幼児から90代の高齢者までが集う世代間交流の場として、地域の方たちに喜ばれています。



## 地域福祉活動の事例紹介：倉岡ニュータウン集会所「倉岡楽しも会」（北地区）

「倉岡楽しも会」は、市内でも高齢化率が比較的低い新興住宅地である「倉岡ニュータウン」で2018年度からスタートした新しいふれあいサロンです。民生委員・児童委員を代表として、福祉協力員と協力しながら、高齢化が進む将来を見据え、地域のために「今のうちから基盤を作っておかないといけない」との思いから発足しました。近所に住む60代から80代の方10数名が参加し、毎回、企画の発案や情報収集を自ら行いながら、ニュースポーツや会食に加え、交通安全や特殊詐欺被害に対する注意喚起などの情報を共有する場としても活動しています。参加者の中には、このサロンをきっかけとして、地区ボランティアに登録したメンバーがいたり、災害発生時にメンバー相互で声かけする意識が生まれたりするなど、サロン活動だけにとどまらない、つながりが生まれています。今後は、サロン開催日が毎月第2土曜日であることをいかして、地区の小・中学校も含めたサロン開催を検討するなど、あらゆる世代を巻き込んだ「地域の中で誰もが気軽に集まれる居場所づくり」を目指しています。



宮崎市社会福祉協議会では、一人暮らしの高齢者の方や障がいのある方、子育てに悩みを抱える方など、閉じこもりがち・孤立しがちな方が、地域の中で気軽に集まれる場所づくり・仲間づくりとして、サロンの立ち上げや運営等に関する支援と、そのための道具の貸出しを行っています。

お気軽にご相談ください。

2019年3月31日時点での宮崎市社会福祉協議会への登録サロン数 合計：277サロン  
 (高齢者サロン：268 障がい者サロン：3 子育てサロン：2 その他(3世代)サロン：4)



## 宮崎市福祉部福祉総務課

〒880-8505 宮崎県宮崎市橋通西1丁目1番1号  
TEL : 0985-21-1754 FAX : 0985-20-3215  
E-mail : 10fukusi@city.miyazaki.miyazaki.jp

## 社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会福祉課

〒880-0930 宮崎県宮崎市花山手東3丁目25番地2  
TEL : 0985-52-5131 FAX : 0985-52-5724  
E-mail : shakyo@my-shakyo.jp